

令和8年第2回

中津川市議会（定例会）議案

令和8年2月24日

## 令和8年第2回中津川市議会（定例会）議案目次

議第14号	中津川市監査委員条例等の一部改正について・・・・・・・・・・ 4
議第15号	中津川市税以外の諸納付金の督促、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例及び中津川市行政手続条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 6
議第16号	中津川市職員の給与に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 9
議第17号	中津川市職員旅費支給条例の制定について・・・・・・・・・・ 12
議第18号	中津川市乳児等通園支援事象の利用者負担額等を定める条例の制定について・・・・・・・・・・ 25
議第19号	中津川市医療職員修学資金貸付条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 27
議第20号	中津川市国民健康保険条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 29
議第21号	中津川市火入れに関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 40
議第22号	中津川市駐車場附置義務条例の制定について・・・・・・・・・・ 42
議第23号	中津川市水道事業給水条例及び中津川市下水道条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 48
議第24号	中津川市消防団条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 50
議第25号	中津川市火災予防条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 52
議第26号	中津川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・ 55
議第27号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・ 56
議第28号	和解について・・・・・・・・・・ 57

議第29号	市道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
議第30号	市道路線の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
議第31号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
議第32号	中津川市過疎地域持続的発展計画の変更について・・・・・・・・	66
議第33号	北部辺地に係る総合整備計画について・・・・・・・・・・	67
議第34号	下浦辺地に係る総合整備計画の変更について・・・・・・・・	68

議第14号

中津川市監査委員条例等の一部改正について  
中津川市監査委員条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月24日提出

中津川市長 小栗仁志

提案説明

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

## 中津川市監査委員条例等の一部を改正する条例

(中津川市監査員条例の一部改正)

第1条 中津川市監査委員条例(昭和39年中津川市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(中津川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 中津川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和42年中津川市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 中津川市病院事業の設置等に関する条例(昭和42年中津川市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(中津川市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正)

第4条 中津川市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例(令和2年中津川市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議第15号

中津川市税以外の諸納付金の督促、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例及び中津川市行政手続条例の一部改正について

中津川市税以外の諸納付金の督促、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例及び中津川市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月24日提出

中津川市長 小栗仁志

提 案 説 明

行政手続法等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市税以外の諸納付金の督促、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例及び中津川市行政手続条例の一部を改正する条例

(中津川市税以外の諸納付金の督促、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部改正)

第1条 中津川市税以外の諸納付金の督促、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例(昭和31年中津川市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「公示送達(地方税法(昭和25年法律第226号)第20条に規定する送達の方法をいう。)の方法によって行い、公示場所は、市役所掲示場とする。」を「公示送達(中津川市税条例(昭和26年中津川市条例第11号)第18条に規定する送達の方法をいう。)の方法によって行う。」に改める。

(中津川市行政手続条例の一部改正)

第2条 中津川市行政手続条例(平成9年中津川市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を、「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「参加人」と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改め

る。

第29条前段中「及び」の次に「第4項並びに」を加え、同条中「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。ただし、第1条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（中津川市税以外の諸納付金の督促、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例による改正後の中津川市税以外の諸納付金の督促、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例第2条第2項の規定は、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（中津川市行政手続条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例による改正後の中津川市行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項（新条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議第16号

中津川市職員の給与に関する条例の一部改正について  
中津川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月24日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

人事院勧告に基づき、職員等の各種手当を改定するため、この条例を定めようとする。

## 中津川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中津川市職員の給与に関する条例（昭和32年中津川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第10条の2中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第10条の3 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項及び第4項並びに第6条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の市の規則で定める職員にあつては、市の規則で定める額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市の規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から市の規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、市の規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市の規則で定めるものには、市の規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。

第12条の4第2項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同項第2号中「38,700円を超えない範囲内で」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて」に改め、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同

条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市の規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び」を「、」に改め、「(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)」の次に「及び前項第1号に定める額」を加え、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が市の規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(市の規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市の規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第17号

中津川市職員旅費支給条例の制定について  
中津川市職員旅費支給条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月24日提出

中津川市長 小栗仁志

提案説明

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、公務のため旅行する職員等に支給する各種旅費を改定するため、この条例を定めようとする。

## 中津川市職員旅費支給条例

中津川市職員旅費支給条例（昭和29年中津川市条例第3号）の全部を改正する。

### 目次

#### 第1章 総則（第1条—第7条）

#### 第2章 旅費の種目及び内容

##### 第1節 通則（第8条）

##### 第2節 交通費（第9条—第12条）

##### 第3節 宿泊費等（第13条—第15条）

##### 第4節 転居費等（第16条—第19条）

#### 第3章 外国旅行の旅費（第20条）

#### 第4章 雑則（第21条—第28条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、公務のため旅行する職員に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに、市費の適正な支出を図ることを目的とする。

2 市が職員に対して支給する旅費については、法令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

##### （用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 市長、副市長、教育長、固定資産評価員及び一般職の職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項の規定により、給料及び旅費の支給を受ける職員をいう。）をいう。

(2) 任命権者 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第6条第1項に規定する者及び同条第2項の規定により任命権の一部が委任されている者をいう。

(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

- (4) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。
- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (6) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (8) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の市の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の市の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

2 この条例において「職務の級」とは、中津川市職員の給与に関する条例（昭和32年中津川市条例第21号）及び中津川市技能労務職員の給与その他の勤務条件に関する規則（平成25年中津川市規則第58号）に規定する行政職給料表による職務の級及び行政職給料表の適用を受けない者については、任命権者が市長に協議して定めるこれに相当する職務の級をいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対して旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月

以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

- 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
- 4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため証人等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令又は前項の規定による旅行依頼（以下次条及び第5条において「旅行命令等」という。）の変更（取消を含む。）を受け、又は死亡した場合その他市の規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で市の規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他市の規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市の規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない。

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り旅行命令を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、出張命令書に市の規

則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、出張命令書に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し又はこれを変更することができる。

- 5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに出張命令書に前項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後速やかに前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、速やかに当該過払金を返納させなければならない。
- 4 市長は、概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が、第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する過払金の返納をしなかった場合には、その後においてその者に対して支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差引くことができる。
- 5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、市の規則で定める。

## 第2章 旅費の種目及び内容

### 第1節 通則

#### (旅費の種目)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

### 第2節 交通費

#### (鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他市の規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

3 第1項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を利用する旅行で片道100キロメートル以上の場合

(2) 普通急行列車を利用する旅行で片道50キロメートル以上の場合

4 第1項第4号に規定する座席指定料金は、片道100キロメートル以上の旅行に該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他市の規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（市長等に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他市の規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1） 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

（2） 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

（3） 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

（4） 自家用自動車（前号に規定する自家用自動車を除く。）を利用する移動（職員にあっては、旅行命令権者の承認を受けた場合に限る。）に要する費用として市の規則で定める費用

（5） 前各号に掲げる費用に付随する費用

### 第3節 宿泊費等

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。第15条において「省令」という。）別表第2の1の表に定める職務の級が10級以下の者（市長等にあつては、同表に定める指定職職員等）に係る宿泊費基準額との権衡を考慮して市の規則で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市の規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第3の1の表に定める額との権衡を考慮して市の規則で定める一夜当たりの定額とする。

#### 第4節 転居費等

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して市の規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、市の規則で定める宿泊基準額の5夜分に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃及びその他の交通費の全額並びに宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超えるごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超え

ることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(市内等の出張旅費)

第19条 市内における出張については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 旅行について鉄道賃又はその他の交通費を要する場合には、市の規則で定める額の鉄道賃又はその他の交通費

(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、宿泊基準額の2分の1以内において、市の規則で定める額の宿泊費

2 鉄道又は陸路片道12キロメートル未満の区域で、市の規則で定めるものについては、市内とみなして前項の規定を適用する。

### 第3章 外国旅行の旅費

第20条 外国旅行の旅費については、岐阜県職員等旅費条例（昭和32年岐阜県条例第30号）の例に準じ、その都度市長が定める。

### 第4章 雑則

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて市の規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第22条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の

例に準じて市の規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第23条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が市長に協議して定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第25条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第26条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同項若しくは同条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 公務上の必要により市長等に随行して旅行する職員の旅費について、この条例又は旅費に関する法令若しくは他の条例の規定による旅費により難しい場合におけるその支給額その他の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。

(旅費の返納)

第27条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市の規則で定める。

(市の規則への委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の中津川市職員旅費支給条例（以下この条において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の中津川市職員旅費支給条例（以下この項及び第3項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち、当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（規則への委任）

第3条 前条に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正）

第4条 中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和32年中津川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「中津川市職員旅費支給条例（昭和29年中津川市条例第3号）」を「中津川市職員旅費支給条例（令和8年中津川市条例第 号）」に改める。

第6条ただし書を削る。

（中津川市各種委員等給与条例の一部改正）

第5条 中津川市各種委員等給与条例（昭和32年中津川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「中津川市職員旅費支給条例（昭和29年中津川市条例第3号）」を「中津川市職員旅費支給条例（令和8年中津川市条例第 号）」に改める。

（中津川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第6条 中津川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年中津川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第32条第2項中「中津川市職員旅費支給条例（昭和29年中津川市条例第3号）」を「中津川市職員旅費支給条例（令和8年中津川市条例第 号）」に改め、後段を削る。

議第18号

中津川市乳児等通園支援事業の利用者負担額等を定める条例の制定について  
中津川市乳児等通園支援事業の利用者負担額等を定める条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月24日提出

中津川市長 小栗仁志

提 案 説 明

児童福祉法に規定する乳児等通園支援事業の利用者負担額等を定めるため、この条例を定めようとする。

## 中津川市乳児等通園支援事業の利用者負担額等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第1項の規定により市が実施する乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）において、事業を利用する乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）の保護者が負担する費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担額)

第2条 保護者の費用負担の額（以下「利用者負担額」という。）は、利用乳幼児1人当たり1時間につき300円とする。

(利用者負担額の減免)

第3条 市長は、特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第19号

中津川市医療職員修学資金貸付条例の一部改正について  
中津川市医療職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月24日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

薬剤師修学資金貸付対象者の見直しに伴い、この条例を定めようとする。

## 中津川市医療職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例

中津川市医療職員修学資金貸付条例（平成29年中津川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「の5年生以上に」を「に入学しようとする者又は」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第20号

中津川市国民健康保険条例の一部改正について  
中津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月24日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

## 中津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

中津川市国民健康保険条例（昭和34年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条の2中「世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。」を「次に掲げる額の合算額とする。」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第13条の3第1号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付

金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第17条の6中「66万円」を「67万円」に改める。

第17条の6の2第1号中「次号において同じ。）」の次に「の額」を加える。

第17条の6の6第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第17条の7第1号中「次号において同じ。）」の次に「の額」を加える。

第17条の12の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第17条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第21条、第21条の3、第21条の4及び第21条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第23条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第21条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要す

る費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第23条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第17条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第17条の15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第17条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第17条の13第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第17条の13第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度

の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た額と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、すみやかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第17条の17 第17条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第20条(見出しを除く。)を次のように改める。

第20条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条、第17条の6の3若しくは第17条の14の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第17条の8の額又は第21条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第21条の3第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、同条第5項(同条第7項又は第8項の規定によ

り読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第21条の4第1項各号(同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、同条第6項各号(同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは第21条の5第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条、第17条の6の3、第17条の8若しくは第17条の14の額又は第21条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第21条の3第1項に定める額、同条第5項に定める額、第21条の4第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第21条の5第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

第21条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第17条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金

額) を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7(10分の6、10分の5)を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7(10分の6、10分の5)を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7(10分の6、10分の5)を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に31万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5(10分の4、10分の3)を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5(10分の4、10分の3)を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5(10分の4、10分の3)を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第17条の16第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額（前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、第17条の16第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」（「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額」と読み替えるものとする。

第21条の2中「第15条第1項及び前条第1項」を「第15条第1項、第17条の6の4、第17条の9及び第17条の15並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

第21条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と」を「第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第21条第1項各号」とあるのは「第21条

第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とに、「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第17条」とあるのは「第17条の16」と、第2項中「第17条第3項」とあるのは「第17条の16第3項」と読み替えるものとする。

第21条の3に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第5項各号」と、「第17条」とあるのは「第17条の16」と、第6項中「第17条第3項」とあるのは「第17条の16第3項」と読み替えるものとする。

第21条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に、「第5項に掲げる場合を除く」を「第6項に掲げる場合を除く」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に改め、同項前段中「第6項」を「第7項」に改め、同項中「66万円」を「67万円」に改め、同項後段中「第6項」を「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に、「26万円」と、第6項」を「26万円」と、「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第14条」とあるのは「第17条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第17条」とあるのは「第17条の16」と読み替えるも

のとする。

第21条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第15条」とあるのは「第17条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第5項各号」と、第7項中「第17条」とあるのは「第17条の16」と読み替えるものとする。

第21条の5を第21条の6とし、第21条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第21条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第17条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第21条第5項、第21条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第17条の16第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第17条の16第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の第13条の2、第17条の6、第17条の13から第

17条の17まで及び第20条から第21条の5までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第21号

中津川市火入れに関する条例の一部改正について  
中津川市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月24日提出

中津川市長 小栗仁志

提 案 説 明

中津川市火災予防条例の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

## 中津川市火入れに関する条例の一部を改正する条例

中津川市火入れに関する条例（昭和59年中津川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第22号

中津川市駐車場附置義務条例の制定について  
中津川市駐車場附置義務条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月24日提出

中津川市長 小栗仁志

提案説明

駐車場法施行令の一部改正及び国の技術的助言を踏まえ、この条例を定めようとする。

中津川市駐車場附置義務条例

中津川市駐車場附置義務条例（昭和50年中津川市条例第42号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき建築物における駐車施設の附置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（適用区域）

第2条 この条例を適用する区域は、法第3条第1項の規定に基づいて定められた駐車場整備地区とする。

（建築物の新築の場合の駐車施設の附置）

第3条 駐車場整備地区内において、次の表の（ア）の項に掲げる面積が（イ）の項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、（ウ）の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ（エ）の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（（オ）の項に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に（オ）の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、特定用途（法第20条1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りではない。

（ア）	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積と共同住宅及び非特定用途に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計		
（イ）	1,000平方メートル		
（ウ）	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗及び共同住宅を除く。）に供する部分	共同住宅及び非特定用途に供する部分
（エ）	150平方メートル	200平方メートル	450平方メートル
（オ）	$1 - \left( 1,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積}) \right) / (6,000 \text{ 平方メートル} \times (\text{ア}) \text{ に掲げる面積} - 1,000 \text{ 平方メートル} \times \text{建築物の延べ面積})$		

備考

1 (ア)の項に規定する部分及び(ウ)の項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。

2 (オ)の項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。

(大規模な事務所の特例に係る大規模低減)

第4条 前条の規定にかかわらず、床面積が10,000平方メートルを超える事務所の用途に供する部分を有する建築物にあつては、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じたものの合計に10,000平方メートルを加えた面積を当該用途に供する部分の床面積とみなして、同条の規定を適用する。

(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)

第5条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分が増加することとなるものために法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築若しくは用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(建築物が地区の内外にわたる場合)

第6条 建築物の敷地が駐車場整備地区の内外にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地区に当該建築物があるものとみなして、前3条の規定を適用する。

(駐車のために供する部分の規模)

第7条 第3条から第5条までの規定により附置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.5メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、少なくとも次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号

に定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上、はり下の高さ2.3メートル以上としなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においてはこの限りではない。

- (1) 附置義務台数が200以下の場合 当該台数に100分の2を乗じて得た数  
(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)
- (2) 附置義務台数が200を超える場合 当該台数に100分の1を乗じて得た数  
(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) に2を加えた数  
(特殊の装置)

第8条 第3条から第5条までの規定により附置しなければならない駐車施設において特殊の装置を用いる場合は、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する特殊の装置として国土交通大臣が認定したものと同等の安全性を有するものとし、前条の規定は適用しない。

(駐車附置の特例)

第9条 第3条から第5条までの規定により駐車施設を附置すべき者が、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合において、当該建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。

(届出)

第10条 第3条から第5条までの規定により駐車施設を附置すべき者又は前条の規定により市長の認定を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該駐車施設の位置、規模その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。申請書に記載した内容について変更しようとする場合も、また同様とする。

(建築物の敷地以外の場所における駐車附置に関する勧告)

第11条 市長は、交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資すると認めるときは、第3条から第5条までの規定により駐車施設を附置すべき者に対し、当該建築物の敷地以外の場所に駐車施設を設けるべきことを勧告することができる。

(適用の除外)

第12条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条に規定する仮設建築物を新築し、増築し、又は当該建築物の用途の変更をしようとする者については、第3条から第5条までの規定は適用しない。

2 この条例の施行後新たに駐車場整備地区に指定された区域内において、当該地区に指定された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、第3条から第5条までの規定にかかわらず、当該区域の指定前の例による。

（廃止の届出）

第13条 第3条から第5条までの規定により設置された駐車施設（第9条の規定により建築物又はその敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。）の所有者又は管理者は、当該駐車施設を廃止したときは、10日以内に、市長に届け出なければならない。

（駐車施設の管理）

第14条 第3条から第5条までの規定により設置された駐車施設（第9条の規定により建築物又はその敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。）の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適合するように管理しなければならない。

（立入検査）

第15条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物又は駐車施設の所有者又は管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（措置命令）

第16条 市長は、第3条から第5条まで、第7条又は第14条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置、現状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命じることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

3 前項に規定する措置命令書の様式は、規則で定める。

（罰則）

第17条 前条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

2 第15条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

3 第10条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例が施行された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、第7条第2項の規定は適用しない。

## 議第23号

中津川市水道事業給水条例及び中津川市下水道条例の一部改正について  
中津川市水道事業給水条例及び中津川市下水道条例の一部を改正する条例を次のよう  
に制定するものとする。

令和8年2月24日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

### 提 案 説 明

災害その他非常の場合において、他の自治体等が給水装置工事及び排水設備工事を行う  
ことができるようにするため、この条例を定めようとする。

## 中津川市水道事業給水条例及び中津川市下水道条例の一部を改正する条例

(中津川市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 中津川市水道事業給水条例（平成9年中津川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の第2第1項の指定をした者（次項においてこれらの者を「他の水道事業者等」と総称する。）が給水装置工事を施工する必要があると認めるときは、この限りでない。

第9条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の水道事業者等」を加える。

(中津川市下水道条例の一部改正)

第2条 中津川市下水道条例（昭和63年中津川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第11条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村の下水道事業の管理者の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村の下水道事業の管理者の指定を受けた者が行う工事についてはこの限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第24号

中津川市消防団条例の一部改正について  
中津川市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月24日提出

中津川市長 小栗 仁志

提 案 説 明

消防団員の定員を削減するため、この条例を定めようとする。

## 中津川市消防団条例の一部を改正する条例

中津川市消防団条例(昭和28年中津川市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「1, 828人」を「1, 524人」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第25号

中津川市火災予防条例の一部改正について  
中津川市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月24日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

## 中津川市火災予防条例の一部を改正する条例

中津川市火災予防条例（昭和37年中津川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

（2） 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」を「住宅用防災機器、感震ブレーカー」に改める。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

（6の2） 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議第26号

中津川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項  
の規定により、次の者を中津川市教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年2月24日提出

中津川市長 小栗仁志

住 所	氏 名
中津川市蛭川	田口 恵美子

議第27号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和8年2月24日提出

中津川市長 小栗仁志

住 所	氏 名
中津川市阿木	三宅 秀雄

## 議第28号

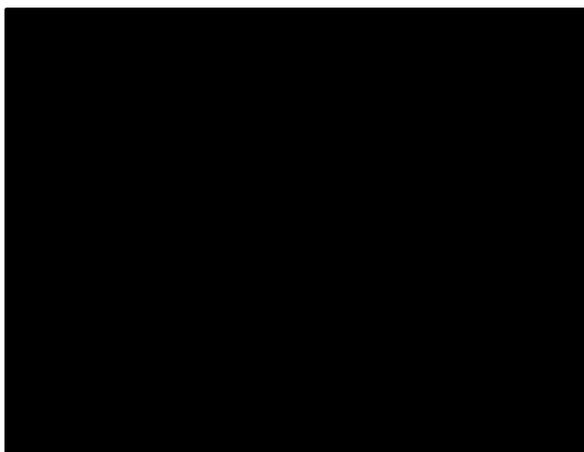
### 和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、次のとおり和解したいので、議会の議決を求める。

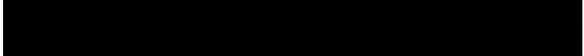
令和8年2月24日提出

中津川市長 小栗仁志

#### 1 和解の相手方



#### 2 和解の要旨

- (1) は、中津川市に対し、中津川市坂本学校給食共同調理場建設工事（建築主体工事）の遅延に伴い発生した建設費用等の負担に関する和解金として、連帯して、12,402,779円を支払う義務があることを認める。
- (2) は、中津川市に対し、連帯して、前項の金員を、令和8年3月4日限り、十六銀行中津川支店の「中津川市会計管理者 原 暢宏」名義の当座預金口座（口座番号37380）に、一括で振り込んで支払う。ただし、振込手数料はの負担とする。

(3) [REDACTED]が前項の支払いを怠ったときは、  
[REDACTED]は、中津川市に対し、連帯して、残額及  
びこれに対する令和8年3月5日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害  
金を直ちに支払う。

(4) [REDACTED]及び中津川市は、[REDACTED]  
[REDACTED]と中津川市との間には、本件に関し、本和解合意書に定め  
るもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

議第29号

市道路線の認定について

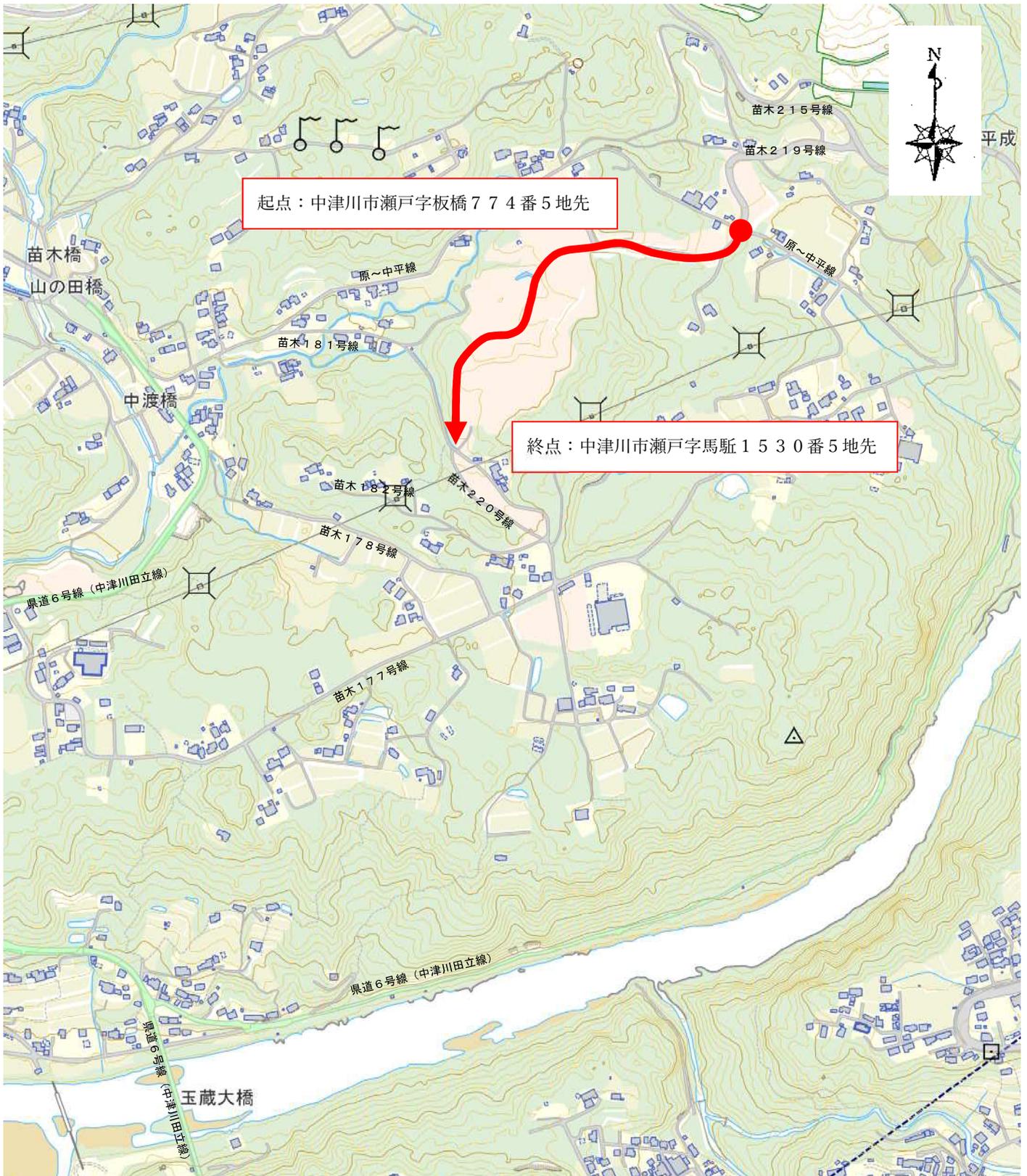
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

中津川市長 小栗仁志

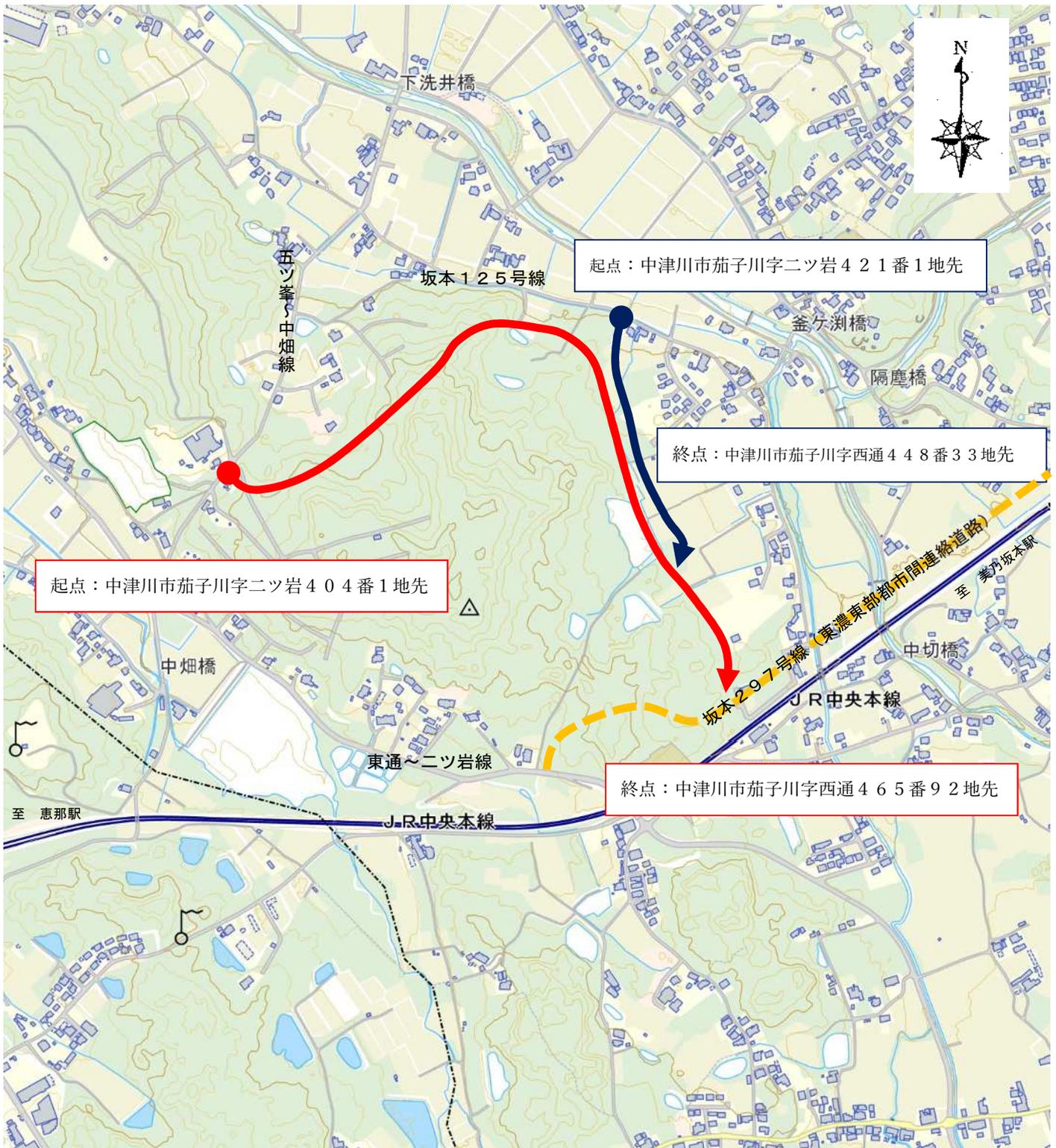
路線番号	路線名	起 点
		終 点
2221	苗木221号線	中津川市瀬戸字板橋774番5地先
		中津川市瀬戸字馬駄1530番5地先
3316	坂本316号線	中津川市茄子川字二ツ岩404番1地先
		中津川市茄子川字西通465番92地先
3317	坂本317号線	中津川市茄子川字二ツ岩421番1地先
		中津川市茄子川字西通448番33地先

# 位置図 ①



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
2221	苗木221号線	656.85	6.50~7.50	市道認定箇所

## 位置図 ②



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
3316	坂本316号線	1184.00	9.50~11.00	市道認定箇所
3317	坂本317号線	414.00	4.00~5.00	市道認定箇所

議第30号

市道路線の変更について

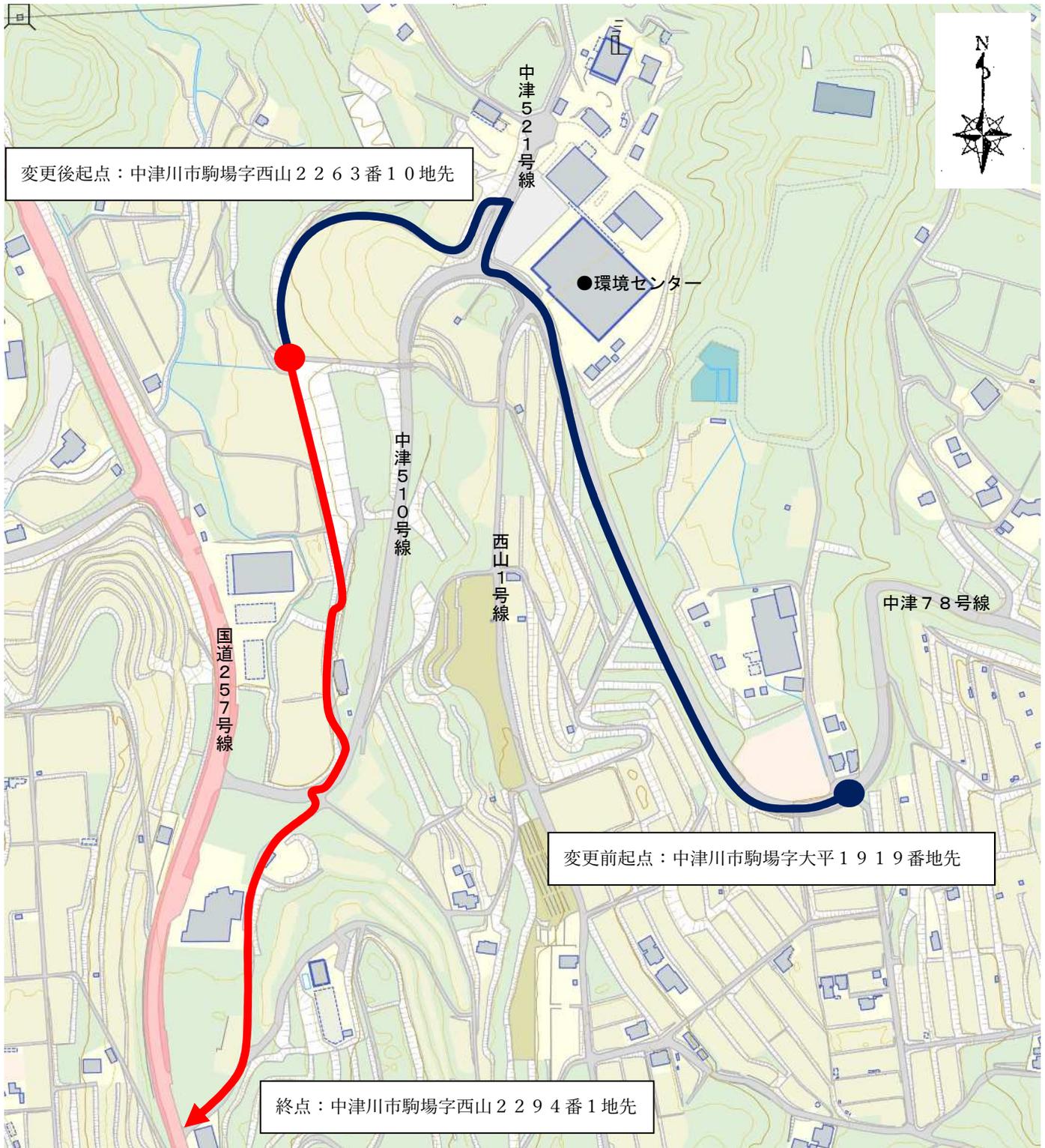
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次の市道路線を変更したいので、議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

中津川市長 小栗仁志

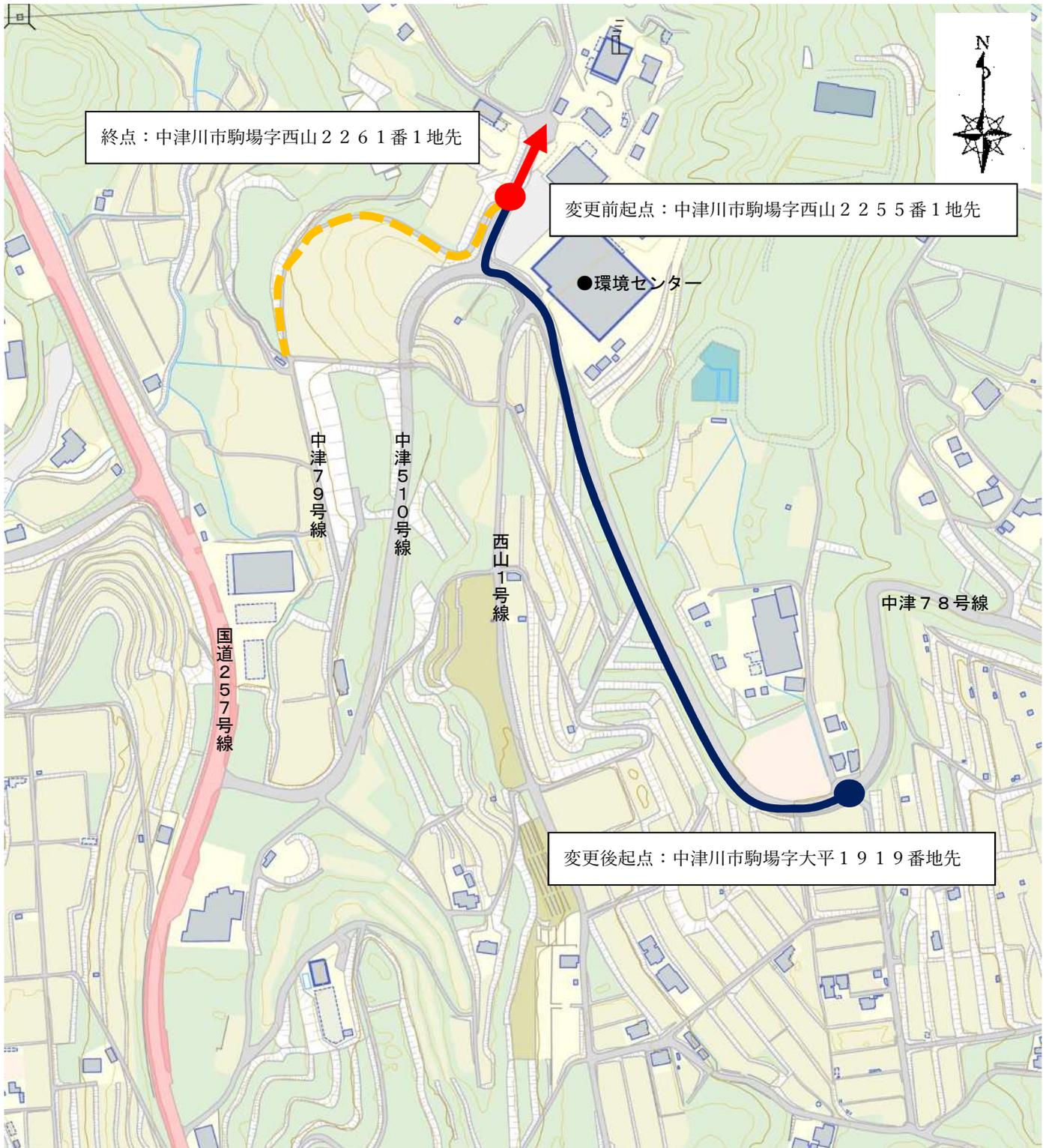
路線番号	路線名	前後 の別	起 点
			終 点
1079	中津79号線	前	中津川市駒場字大平1919番地先
			中津川市駒場字西山2294番1地先
		後	中津川市駒場字西山2263番10地先
			中津川市駒場字西山2294番1地先
1521	中津521号線	前	中津川市駒場字西山2255番1地先
			中津川市駒場字西山2261番1地先
		後	中津川市駒場字大平1919番地先
			中津川市駒場字西山2261番1地先

位置図 ①



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
1079	中津79号線	変更前 1545.70	3.80~15.87	
		変更後 658.90	3.80~15.87	

位置図 ②



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
1521	中津521号線	変更前 53.50	8.50~18.00	
		変更後 66.915		
市道として管理が不要となった箇所				

議第31号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

中津川市長 小栗仁志

管理を行わせる施設の 名称及び位置	苗木公園 中津川市苗木字並松及び字井ノ口地内
	中津川市トレーニングセンター 中津川市苗木4610番地の24
指定管理者	中津川市駒場町1番3号 三菱電機ライフサービス株式会社 中津川支店
指定期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

議第32号

中津川市過疎地域持続的発展計画の変更について

中津川市過疎地域持続的発展計画を別添のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

中津川市長 小栗仁志

議第33号

北部辺地に係る総合整備計画について

北部辺地に係る総合整備計画を別添のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

中津川市長 小栗仁志

議第34号

下浦辺地に係る総合整備計画の変更について

下浦辺地に係る総合整備計画を別添のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

中津川市長 小栗仁志

# 中津川市過疎地域持続的発展計画書

(令和8年度～令和12年度)

岐 阜 県 中 津 川 市



## 目 次

1	基本的な事項	1
(1)	市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	5
(3)	行財政の状況	10
(4)	地域の持続的発展の基本方針	10
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	11
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	11
(7)	計画期間	12
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	12
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	13
(1)	現況と問題点	13
(2)	その対策	13
(3)	公共施設等総合管理計画との整合	14
3	産業の振興	14
(1)	現況と問題点	14
(2)	その対策	15
(3)	事業計画	18
(4)	産業振興促進事項	19
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	19
4	地域における情報化	19
(1)	現況と問題点	19
(2)	その対策	19
5	交通施設の整備、交通手段の確保	19
(1)	現況と問題点	19
(2)	その対策	20
(3)	事業計画	21
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	21

6	生活環境の整備	21
(1)	現況と問題点	21
(2)	その対策	22
(3)	事業計画	24
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	24
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	25
(1)	現況と問題点	25
(2)	その対策	26
(3)	事業計画	27
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	27
8	医療の確保	28
(1)	現況と問題点	28
(2)	その対策	29
(3)	事業計画	29
9	教育の振興	29
(1)	現況と問題点	29
(2)	その対策	30
(3)	事業計画	31
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	31
10	集落の整備	32
(1)	現況と問題点	32
(2)	その対策	32
(3)	事業計画	32
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	32
11	地域文化の振興等	33
(1)	現況と問題点	33
(2)	その対策	33
(3)	公共施設等総合管理計画との整合	34

12	再生可能エネルギーの利用の推進	34
(1)	現況と問題点	34
(2)	その対策	34
(3)	事業計画	34
13	事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業	35

# 中津川市過疎地域持続的発展計画

## 1 基本的な事項

### (1) 市の概況

#### ア 中津川市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

中津川市は、岐阜県美濃地方の東端に位置し、北は下呂市、東は長野県、西は恵那市及び加茂郡、南は恵那市に接している。平成 17 年 2 月 13 日、長野県木曾郡山口村及び恵那郡北部 6 町村の 7 町村と合併し、南北約 50 km、東西約 25 km、総面積 676.45 km<sup>2</sup>の広大な中津川市が誕生した。地形としては飛騨山脈、木曾山脈に挟まれ、山々を縫うように流れる木曾川とその支流、その流れに沿うように集落が連なる中山間地域であり、総面積 676.45 km<sup>2</sup>のうち森林面積は 533.37 km<sup>2</sup>で構成比は 78.85%、農用地面積は 38.36 km<sup>2</sup>で構成比は 5.67%となる。

気候は、内陸型高冷地気候に属し、年平均気温は 15℃前後であり、市の南北で 3℃程度の気温差がある。年間降水量は 1,700 mm前後で、冬季は夏季の約 3 分の 1 の降水量で冷え込みの厳しさと比べ降雪は少ない気候と言える。

古くは、東山道、中山道、南北街道などの交通の要衝として栄え、中核工業団地の完成により企業も多数立地し、商工業都市として成長してきた。一方、豊かな自然環境のなかで、広大な森林から算出される東濃桧を代表として、優れた農産物などを算出する農林業地域でもあり、地場産業の盛んな都市である。

令和 2 年度の国勢調査(以下「R2 国調」という。)の年齢 3 区分別人口は 15 歳未満が 9,113 人(12.0%)、15～64 歳が 41,736 人(55.0%)、65 歳以上が 24,980 人(32.9%)である。産業別就業者数は第一次産業が 1,800 人(4.7%)、第二次産業が 15,375 人(40.1%)、第三次産業が 20,220 人(52.7%)、分類不能の産業は 988 人(2.6%)である。

#### イ 中津川市における過疎地域の状況

R2 国調では世帯数 29,690 戸、人口 76,570 人となっており、昭和 45 年からの人口の推移をみると 3,023 人の減少で、平成 22 年からの 10 年間で 4,340 人、約 5.4%の減少となっている。

中津川市の過疎地域は、平成 17 年 2 月 13 日の合併で長野県からの越県合併となった旧山口村、旧恵那郡坂下町、川上村及び加子母村の区域である。

旧山口村の区域は、中津川市の東部で長野県との県境に位置し、市中心部とは国道 19 号及び主要地方道中津川南木曾線により結ばれている。面積は 24.67 km<sup>2</sup>で、75.1%が森林で占められている。また、人口は 1,544 人(R2 国調)で、市全体の約 2%にあたる。

集落は、東部の山岳から木曾川に向かい西に傾斜した山口地区と南西に傾斜した馬籠地区に分かれ、居住地の標高は 300m から 750m に及んでいる。

馬籠地区には、中山道木曾 11 宿の南玄関である馬籠宿と藤村記念館(島崎藤村の生家)があり、昭和 40 年以降観光地として発達し年間約 53 万人の観光客が訪れている。令和 7 年秋、神坂スマートインターチェンジが開通し、観光名所の中山道馬籠宿から車で 3 分の近距離にあり、下呂や木曾方面への周遊観光の促進が期待される。

旧山口村の区域の過疎法適用は昭和 55 年制定の過疎地域振興特別措置法からであるが、過疎地域自立促進特別措置法(以下「旧過疎法」という。)の施行に伴い、平成 12 年度から

一時過疎地域の要件に該当しない市町村（特定市町村）となったが、平成12年国勢調査（以下「H12国調」という。）の結果から、再度過疎地域の要件に該当することとなった。令和3年4月施行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新過疎法」という。）においては過疎地域の要件に該当しない地域となったが、経過措置の適用を受けることとなった。

これまで、過疎対策として交通通信施設、産業振興施設、生活環境施設、教育文化施設、高齢者対策施設などの整備を推進した結果、昭和55年以降現在まで極端な人口減少は食い止めている。これは中津川市内に多くの就業地があることや名古屋圏への通勤が可能という条件も幸いしているものと思われる。しかし、依然として少子高齢化が進んでおり、高齢者のみの世帯や未婚者が増加し続けている。

また、民宿、土産品店、食堂などによる観光事業は若者の定着に貢献してきたが、宿泊客の減少により民宿などの廃業が進んでいる。新たな観光産業の拠点として整備を進めた道の駅「賤母」では、年間約35万人の来客があり雇用拡大につながったほか、農産物直売や、農産物加工品の販売により農業の活性化にも寄与している。

さらに、地形的条件から道路、ほ場など、生活や産業の基盤整備が立ち遅れているが、下水道については計画区域の整備が終わり、他の区域も合併浄化槽による処理が進んでいる。

昭和63年に始まった地域おこしイベント「ふるさと馬籠ごへーまつり」は、平成24年度で終了した。現在は地域イベント「馬籠宿場まつり」を開催している。このイベントは集客効果が高く、都市住民との交流を通して地域住民が自信を深めるなど、ふるさととして他に誇れる地域という住民意識も生まれている。また、現在「ごへーまつり」は開催されていないが、今後の地域づくり戦略の一環として再開を模索している。

旧坂下町の区域は、中津川市の東部、長野県との県境に位置し、木曾川中流右岸に接し、面積29.77㎏で、地区内には木曾川、川上川、外洞川が流れ、約75%が森林で占められている。また、人口は4,305人（R2国調）で、市全体の約5.6%にあたる。

標高は海拔326mから945mであり、高峰山、後山などに囲まれた溪谷盆地である。市街地は木曾川のつくる河岸段丘上に形成され、木曾川から北西方向へ約70kmに及ぶ「阿寺断層」が伸びている。古くから飛騨、木曾、伊那を結ぶ交通の要衝として、農林業とともに商業や工業が発展してきたまちである。

JR中央線坂下駅を中心に住宅・商店が集まっており、半径500m以内に公共的な施設や商業施設が集中し、巡回バスも走行するコンパクトなまちである。

木曾桧、東濃桧の主産場の中間にあり、かつては製材、木材加工、木製品製造など林業に関係した事業所が多く存在していた。商業施設が駅周辺に集積していたが、道の駅や隣接する共同店舗などの整備により、駅前の空き店舗が増加傾向にある。工業は小規模な製造業が多くあり、農業は稲作を中心に中山間地の特徴を生かしたトマト、ナス、栗の生産や肉牛の飼育などが盛んである。近年は自然公園でそばの栽培を行い、同地区の道の駅でそば打ちが体験できる。観光では、「全日本フォークジャンボリー」が開催された椈の湖と道の駅「きりら坂下」をはじめ、一箇所のそばの作付面積では岐阜県最大級の「椈の湖自然公園」、岐阜県重要無形民俗文化財にも指定されている「花馬祭り」など、自然や文化を活かした観光振興に取り組んでいる。

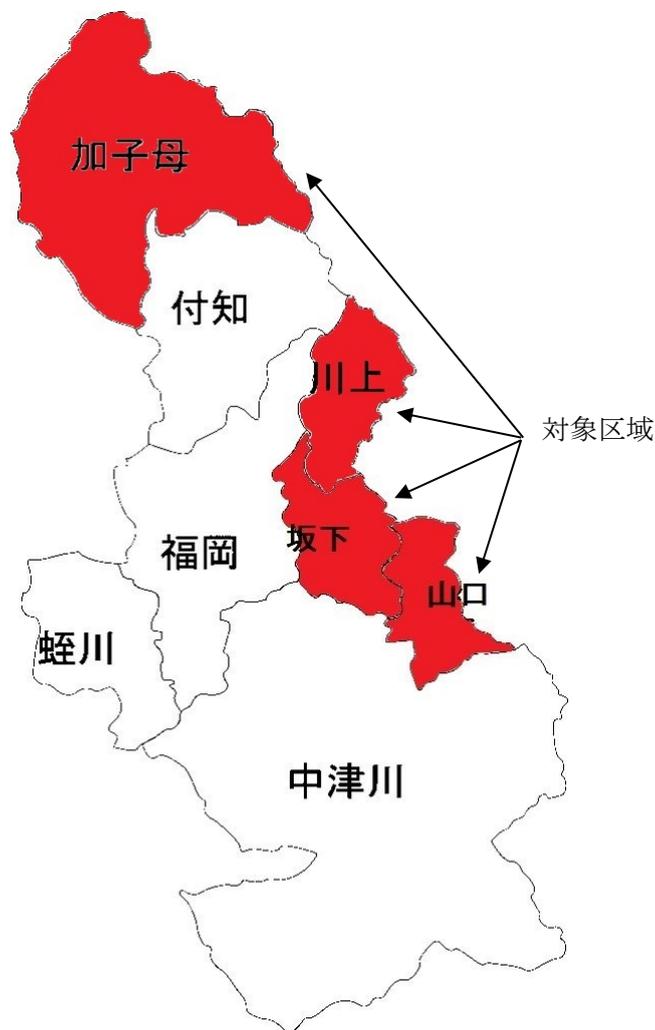
旧川上村の区域は、中津川市の北東部に位置し、北東から東部にかけては長野県南木曾町と境を接し、南部には同市坂下、西部には同市福岡、北西部には同市付知町が接している。面積は29.33㎏で、93%が森林によって占められている。また、人口は719人（R2国調）で、市全体の約0.9%にあたる。川上の最北端には奥三界山（1,810m）があり、東西にも山岳群がそびえ、奥三界山から流れ出る川上川は、地区の中央部を南へ下り、下流の坂下地区で木曾川に注いでいる。この川上川の中流部両岸に耕地と人家が点在し、南北に11の集落がある。平均年間雨量が約2,500mmの多雨地帯で、冬は寒さが厳しく、年間の平均気温も13.3℃で比較的低い気温の自然豊かな農山村である。近年は、「清流ともみじの里」をキャッチフレーズに、地域の自然を生かした里山づくりと、夕森溪谷を中心に「県下一のもみじの里づくり」に取り組んでいる。

旧加子母村の区域は、中津川市の最北端に位置し、面積114.16㎏で、94%が森林で占められている。また、人口は2,498人（R2国調）で、市全体の約3.3%にあたる。南は塞の神峠を境として同市付知町、北は舞台峠を境として下呂市、東は御嶽連峰につらなる山々を越えて長野県王滝村、西は峰越しに加茂郡白川町と接し、わずかに西南にひらけて加子母川が流れ出て、加茂郡東白川村へ続いている。標高は、海拔430mから720mであり、北端の山中に発し加子母を貫流する加子母川に、ほぼ平行して国道257号が縦貫し、集落は加子母川に沿って帯状に長く形成している。

主な産業は農業、畜産、林業、木工業などで、農業は7月から10月にかけて収穫される夏秋トマト、飛騨牛の肥育では県内有数の産地でもある。また、質の良いひのきは、「東濃桧」として建築材などで使用されている。

また、加子母の国有林にある神宮備林は伊勢神宮の式年遷宮に使用される木材を供給してきたことで有名で世界遺産でもある国宝姫路城の解体修理の際にも、この国有林から伐り出された心柱が使用された。

【過疎地域 位置図】



#### ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、及び社会経済的発展の方向の概要

旧山口村、旧坂下町、旧川上村の区域では基幹産業は農業と観光であるが、いずれも兼業化が進み、他の第二次及び第三次産業への就労が増加している。特にこの区域は古くから中京経済圏との関わりが深く、合併前から当市の中核工業団地に立地する企業に就労する住民も多い。

こうした状況からベッドタウンとしての役割は今後も進展すると思われるが、各区域が持続的に発展していくためには、地域の文化と経済力を高める必要がある。

これまで、区域内の道路や水道・下水道など生活インフラのほか、公民館、デイサービスセンター、総合グラウンドなどの福祉・文化施設の整備事業を積極的に推進するとともに、近年は中山道馬籠宿や椈の湖、夕森溪谷をはじめとした観光施設や道の駅「賤母」、「きりら坂下」、「五木のやかた」、特産品製造販売施設の整備、イベント開催など産業振興事業も展開し、観光地としての魅力の向上に努めている。

産業振興事業については引き続き、立地条件を活かして、旧恵那郡北部町村区域をはじめとする市内の各区域、特に神坂地区を含めた「みやさか地区」で連携しつつ、近隣の恵那市、

下呂市、また、木曾地域をはじめとする長野県とのつながりをより強化し、広域観光の展開や、地域づくりを進めていくものとする。

旧加子母村の区域でも基幹産業は農業であるが、兼業化が進んでおり、他の第二次及び第三次産業への就労が増加している。また、下呂市と隣接しており経済的に結びつきが強く同市の企業に就労する住民も多い。

林業や木材加工業も盛んで、合板メーカーと岐阜県森林組合連合会などとの協同で「森の合板協同組合」を設立し、県外から技術者が転入するなど地区の基幹産業の一つとなっている。基幹産業及び「明治座」などの観光資源を強みに地域づくりを進めていくものとする。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人 口

中津川市の人口（合併区域の人口を含んだ総人口）は、昭和35年に82,747人であったものが昭和45年にかけて3.8%減の79,593人に減少したが、その後は緩やかな増加傾向が続き、平成7年には7.3%増（対昭和45年比）の85,387人に増加した。しかし、R2国調では76,570人となり、平成12年度以降は減少傾向が続いている。

旧山口村の区域の人口は、昭和35年の2,770人から徐々に減少傾向が続いている。昭和50年（2,204人）から平成7年（2,127人）まではほぼ横ばい状態できたが、平成12年以降は減少傾向が続き、令和2年には1,544人となった。令和2年の年齢階層別人口をみると、0～14歳階層では171人（構成比率11.1%）、15～64歳階層でも779人（構成比率50.5%）まで減少し、65歳以上階層の高齢人口は594人（構成比率38.5%）に増加している。

旧坂下町の区域の人口は、昭和50年の6,362人から徐々に減少傾向が続き、令和2年には4,305人、昭和50年と比較し32.3%減と大きく減少した。令和2年の年齢階層別人口をみると、0～14歳階層では478人（構成比率11.1%）、15～64歳階層でも2,140人（構成比率49.7%）まで減少し、65歳以上階層の高齢人口は1,683人（構成比率39.1%）に増加している。

旧川上村の区域の人口は、昭和50年の1,031人から徐々に減少傾向が続き、令和2年には719人、昭和50年と比較し30.3%減と大きく減少した。令和2年の年齢階層別人口をみると、0～14歳階層では87人（構成比率12.1%）、15～64歳階層でも383人（構成比率53.3%）まで減少し、65歳以上階層の高齢人口は249人（構成比率34.6%）に増加している。

旧加子母村の区域の人口は、昭和50年の3,618人から徐々に減少傾向が続き、令和2年には2,498人、昭和50年と比較し31.0%減と大きく減少した。令和2年の年齢階層別人口をみると、0～14歳階層では226人（構成比率9.0%）、15～64歳階層でも1,210人（構成比率48.4%）まで減少し、65歳以上階層の高齢人口は1,062人（構成比率42.5%）に増加している。

今後の見通しとしては、リニア中央新幹線の開業を見据える中でも、少子高齢化が進む現状では、出生数の増加は容易ではなく、人口減少を少しでも緩やかにする施策が必要と考えられる。

表1-1(1)人口の推移(国勢調査)【中津川市全体】

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数		増減率		実数		増減率	
総数	人	人	人	人	%	%	人	人	人	%
	82,747	80,736	△ 2.4	79,593	△ 1.4	82,238	3.3	83,359	1.4	
0歳～14歳	26,846	22,301	△ 16.9	20,071	△ 10.0	19,922	△ 0.7	19,454	△ 2.3	
15歳～64歳	49,929	51,821	3.8	52,081	0.5	53,724	3.2	54,264	1.0	
うち15歳～29歳(a)	18,670	18,521	△ 0.8	17,520	△ 5.4	17,345	△ 1.0	15,307	△ 11.7	
65歳以上(b)	5,899	6,614	12.1	7,450	12.6	8,592	15.3	9,820	14.3	
(a)/総数	%	%		%		%		%		
若年者比率	22.6	22.9	-	22.0	-	21.1	-	18.4	-	
(b)/総数	%	%		%		%		%		
高齢者比率	7.1	8.2	-	9.4	-	10.4	-	11.8	-	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数		実数		増減率		実数		増減率	
総数	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
	84,379	1.2	84,410	0.0	85,387	1.2	85,004	△ 0.4	84,080	△ 1.1
0歳～14歳	18,301	△ 5.9	15,998	△ 12.6	14,460	△ 9.6	13,085	△ 9.5	12,100	△ 7.5
15歳～64歳	54,712	0.8	54,917	0.4	54,331	△ 1.1	52,614	△ 3.2	50,751	△ 3.5
うち15歳～29歳(a)	14,327	△ 6.4	14,747	2.9	15,053	2.1	14,517	△ 3.6	12,988	△ 10.5
65歳以上(b)	11,366	15.7	13,495	18.7	16,596	23.0	19,305	16.3	21,229	10.0
(a)/総数	%		%		%		%		%	
若年者比率	17.0	-	17.5	-	17.6	-	17.1	-	15.4	-
(b)/総数	%		%		%		%		%	
高齢者比率	13.5	-	16.0	-	19.4	-	22.7	-	25.2	-

区分	平成22年度		平成27年度		令和2年度	
	実数		実数		実数	
総数	人	%	人	%	人	%
	80,910	△ 3.8	78,883	△ 2.5	76,570	△ 2.9
0歳～14歳	11,086	△ 8.4	10,320	△ 6.9	9,113	△ 11.7
15歳～64歳	47,053	△ 7.3	43,890	△ 6.7	41,736	△ 4.9
うち15歳～29歳(a)	10,843	△ 16.5	10,093	△ 6.9	9,847	△ 2.4
65歳以上(b)	22,489	5.9	24,383	8.4	24,980	2.4
(a)/総数	%		%		%	
若年者比率	13.4	-	12.8	-	12.9	-
(b)/総数	%		%		%	
高齢者比率	27.8	-	30.9	-	32.6	-

※H22年、H27、R2の総数が合わないのは年齢不詳人口があるため

表1-1(1)人口の推移(国勢調査)【山口・坂下・川上・加子母地区】

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数		実数		増減率		実数		増減率	
総数	人	人	人	人	%	%	人	人	人	%
	14,881	13,215	△ 11.2	12,740	△ 3.6	11,742	△ 7.8	10,027	△ 14.6	
0歳～14歳	-	-	-	2,253	-	1,578	△ 30.0	1,168	△ 26.0	
15歳～64歳	-	-	-	7,967	-	6,563	△ 17.6	5,204	△ 20.7	
うち15歳～29歳(a)	-	-	-	1,871	-	1,571	△ 16.0	1,049	△ 33.2	
65歳以上(b)	-	-	-	2,520	-	3,601	42.9	3,647	1.3	
(a)/総数	%	%		%		%		%		
若年者比率	-	-	-	14.7	-	13.4	-	10.5	-	
(b)/総数	%	%		%		%		%		
高齢者比率	-	-	-	19.8	-	30.7	-	36.4	-	

区分	令和2年	
	実数	増減率
総数	人	%
	9,066	△ 9.6
0歳～14歳	962	△ 17.6
15歳～64歳	4,512	△ 13.3
うち15歳～29歳(a)	866	△ 17.4
65歳以上(b)	3,588	△ 1.6
(a)/総数	%	
若年者比率	9.6	-
(b)/総数	%	
高齢者比率	39.6	-

※H27、R2の総数が合わないのは年齢不詳人口があるため

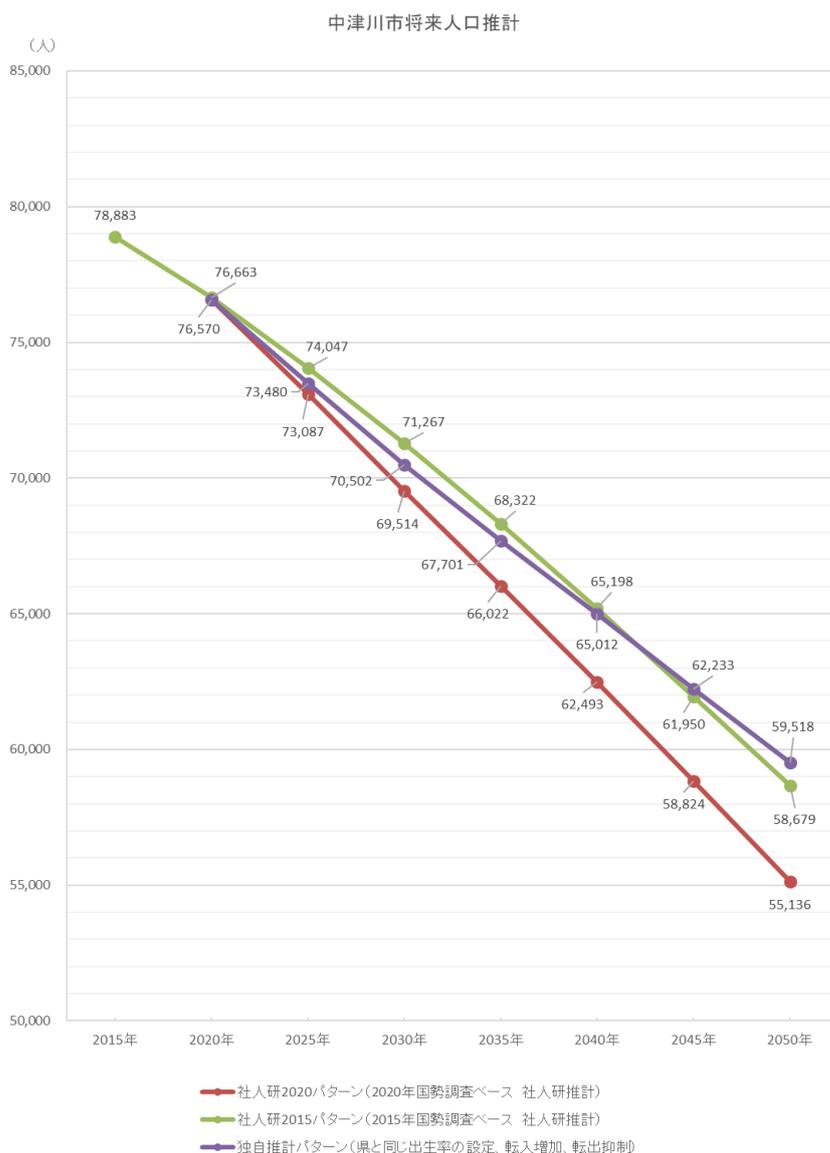
表1-1(1)人口の推移(住民基本台帳)【中津川市全体】

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 86,078	-	人 85,447	-	% △ 0.7	人 83,127	-	% △ 2.7
男	41,633	48.4%	41,372	48.4%	△ 0.6	40285	48.5%	△ 2.6
女	44,445	51.6%	44,075	51.6%	△ 0.8	42842	51.5%	△ 2.8

区分	平成27年3月31日			平成31年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民を除く)	人 80,201	-	% △ 3.5	人 76,856	-	% △ 4.2	
男 (外国人住民を除く)	39,015	48.6%	△ 3.2	37,487	48.8%	△ 3.9	
女 (外国人住民を除く)	41,186	51.4%	△ 3.9	39,369	51.2%	△ 4.4	
参考	男(外国人住民)	379	41.8%	-	833	51.1%	119.8
	女(外国人住民)	528	58.2%	-	797	48.9%	50.9

区分	令和2年3月31日			令和6年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民を除く)	人 75,999	-	% △ 1.1	人 71,663	-	% △ 5.7	
男 (外国人住民を除く)	37,130	48.9%	△ 1.0	35,190	49.1%	△ 5.2	
女 (外国人住民を除く)	38,869	51.1%	△ 1.3	36,473	50.9%	△ 6.2	
参考	男(外国人住民)	956	51.2%	14.8	1,182	49.6%	23.6
	女(外国人住民)	910	48.8%	14.2	1,201	50.4%	32.0

グラフ 1-1(2)[中津川市将来人口推計]



## イ 産 業

中津川市の令和 2 年産業別就業者数は第一次産業が 1,800 人 (4.7%)、第二次産業が 15,375 人 (40.1%)、第三次産業が 20,220 人 (52.7%)、分類不能の産業は 988 人 (2.6%) で、第二次及び第三次産業の占める割合が大きい。

旧山口村、旧坂下町、旧川上村、旧加子母村のどの区域でも産業別人口の割合は本市全域の割合とほぼ同じである。

同区域の就業人口は人口減少とともに減少しているが、第一次産業就業者が農業の兼業化とともに減少してきたことに対し、第二次及び第三次産業就業者の構成比は増加している。

今後の見通しとしては、これまでと同様に第一次産業就業者の割合が減少するのに対し、第二次及び第三次産業就業者の割合は増加するものと見込む。

表1-1(3)産業別人口の動向(国勢調査)【中津川市全体】

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 40,519		人 41,014	% 1.2	人 43,616	% 6.3	人 41,705	% △ 4.4	人 42,518	% 1.9
第一次産業 就業人口比率	18,504 45.7%		16,005 39.0%	△ 13.5	14,231 32.6%	△ 11.1	9,918 23.8%	△ 30.3	6,959 16.4%	△ 29.8
第二次産業 就業人口比率	10,866 26.8%		12,660 30.9%	16.5	15,459 35.4%	22.1	16,357 39.2%	5.8	18,277 43.0%	11.7
第三次産業 就業人口比率	11,149 27.5%		12,349 30.1%	10.8	13,926 31.9%	12.8	15,430 37.0%	10.8	17,282 40.6%	12.0

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 43,267	% 1.8	人 44,032	% 1.8	人 45,025	% 2.3	人 43,633	% △ 3.1	人 42,620	% △ 2.3
第一次産業 就業人口比率	5,797 13.4%	△ 16.7	4,192 9.5%	△ 27.7	3,336 7.4%	△ 20.4	2,833 6.5%	△ 15.1	2,737 6.4%	△ 3.4
第二次産業 就業人口比率	19,503 45.1%	6.7	20,738 47.1%	6.3	20,494 45.5%	△ 1.2	19,191 44.0%	△ 6.4	17,646 41.4%	△ 8.1
第三次産業 就業人口比率	17,967 41.5%	4.0	19,102 43.4%	6.3	21,195 47.1%	11.0	21,609 49.5%	2.0	22,237 52.2%	2.9

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 38,754	% △ 9.1	人 40,093	% 3.5	人 38,383	% △ 4.3
第一次産業 就業人口比率	1,948 5.0%	△ 28.8	2,153 5.4%	10.5	1,800 4.7%	△ 16.4
第二次産業 就業人口比率	15,347 39.6%	△ 13.0	15,860 39.5%	3.3	15,375 40.0%	△ 3.1
第三次産業 就業人口比率	20,210 52.1%	△ 9.1	20,873 52.1%	3.3	20,220 52.7%	△ 3.1

※H22年、H27年、R2年の総数が合わないのは分類不能の産業があるため

### (3) 行財政の状況

中津川市の令和5年度の財政力指数は0.49と県下の平均を下回っており、厳しい財政状況となっている。過疎地域を含む広い市域を有していることから、区域としての自立性の観点から捉えると、重点的・効率的な行財政運営はもちろん、経済活動に活力を与える施策が一層重要になっている。同時に、事務事業の改善などの行政改革や、施策の内容に応じた国・県制度などの有効活用を積極的に推進する必要がある。

表1-2(1)財政の状況

(単位:千円)

区分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和5年度
歳入総額 A	41,830,184	42,156,194	39,725,221	52,869,416	51,321,964
一般財源	25,275,494	26,004,972	27,048,227	25,043,564	26,364,355
国庫支出金	1,822,786	3,925,818	3,613,904	13,991,791	7,466,997
都道府県支出金	1,983,557	4,136,240	2,460,875	2,532,539	2,646,029
地方債	5,061,200	3,805,959	2,479,000	3,469,950	4,070,421
うち過疎対策事業債	115,000	91,200	0	0	0
その他	7,687,147	4,283,205	4,123,215	7,831,572	10,774,162
歳出総額 B	38,243,726	39,220,688	36,556,371	47,681,807	45,243,842
義務的経費	16,694,510	18,521,769	16,358,312	17,159,584	17,600,289
投資的経費	4,164,099	6,571,536	4,252,985	6,693,864	11,012,565
うち普通建設事業	4,095,064	6,429,339	4,218,146	6,400,231	10,452,550
その他	17,385,117	14,127,383	15,945,074	23,828,359	16,630,988
過疎対策事業費	232,636	131,336	0	0	0
歳入歳出差引額C(A-B)	3,586,458	2,935,506	3,168,850	5,187,609	6,078,122
翌年度へ繰越すべき財源 D	121,465	341,434	330,772	641,476	1,335,526
実質収支 C-D	3,464,993	2,594,072	2,838,078	4,546,133	4,742,596
財政力指数	0.465	0.514	0.493	0.505	0.49
公債費負担比率	17.8	18.9	13.6	11.4	11.4
実質公債費率	-	-	9.4	7.7	6.9
起債制限比率	11.3	9.2	-	-	-
経常収支比率	82.4	83.4	85.2	91.7	89.7
将来負担比率	-	-	-	-	-
地方債現在高	52,348,918	43,025,845	36,683,936	34,268,919	33,973,880

表1-2(2)主要公共施設等の整備状況【中津川市全体】

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末	令和5年度末
市長村道						
改良率(%)	14.7	41.4	49.2	53.0	56.2	57.0
舗装率(%)	19.2	80.4	86.3	87.6	89.6	89.8
農道						
延長(m)	-	-	-	237,005	230,668	182,125
耕地1ha当たり農道延長(m)	32.2	36.1	45.4	-	-	-
林道						
延長(m)	-	-	-	509,000	513,220	514,491
林野1ha当たり林道延長(m)	8.1	11.3	14.6	-	-	-
水道普及率(%)	75.9	92.1	98.2	98.2	99.2	99.2
水洗化率(%)	0.1	3.5	50.4	89.3	84.5	86.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	4.6	5.5	5.4	6.7	-	-

### (4) 地域の持続的発展の基本方針

平成27年3月に策定した「中津川市総合計画(平成27年度～平成38年度)」に基づき、将来都市像「かがやく人々 やすらげる自然 活気あふれる 中津川」を実現するために、「人々がかがやくまち」「やすらぐ自然につつまれたまち」「活気あふれるまち」の3つの理念を掲げ、リニアのもたらす効果を最大限活かす産業や観光振興を進め、「住んでよかった」、

「住んでみたい」と思っていただけのように、教育、医療、福祉の充実、地域における人材育成などに、行政、市民、地域、企業、各種団体などとともに取り組む。

このような基本方針の中、過疎地域における地域の特性を活かして魅力的な地域づくりを進める。

旧山口村の区域の基本施策を次のとおりとする。

- ・豊かな自然や農村景観と市中心市街地への近接性を活かした移住・定住の促進
- ・中山道馬籠宿を核とした観光振興
- ・観光と連携した農業の振興

旧坂下町の区域の基本施策を次のとおりとする。

- ・豊かな自然と生活利便性の高さを活かした移住・定住の促進
- ・椈の湖を中心とした自然環境を活かした観光振興
- ・豊かな自然と恵まれた森林資源を活かした産業の振興
- ・リニア岐阜県駅と木曾、長野方面を結ぶハブ拠点とした道の駅の活用

旧川上村の区域の基本施策を次のとおりとする。

- ・豊かな自然を活かした移住・定住の促進
- ・夕森溪谷を中心とした自然環境を活かした観光振興
- ・道の駅、直売施設を活かした産業の振興

旧加子母村の区域の基本施策を次のとおりとする。

- ・豊かな自然を活かした移住・定住の促進
- ・明治座をはじめ豊富な観光資源と独自の山村文化を活かした観光振興
- ・恵まれた農業環境と森林資源を活かした産業の振興

## (5) 地域の持続的発展のための基本目標

### <人口に関する目標>

令和12年度末人口 70,502人【中津川市全体】

### <その他>

中津川市が暮らしやすいと思っている市民の割合 69.09%【令和13年度将来値】

中津川市に誇りや愛着を感じる市民の割合 65.27%【令和13年度将来値】

## (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

### <人口に関する目標>

出生率は「中津川市人口ビジョン（平成27年10月策定、令和2年3月、令和6年3月改訂）」における人口推計値と同じく国・県と同じ数値を採用し、移動に関しては「中津川市総合計画（2027～2036）」において、転入人口を2%程度増やし、転出人口を2%程度抑制することとしているため、この仮定値を採用した。

各年度末での住民基本台帳の人口を確認し評価を行う。

### <その他>

中津川市総合計画（2027～2036）の策定において設定した重点指標を採用した。定期的（概ね隔年）に実施する市民に向けたアンケート調査により評価を行う。

## (7) 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備や維持管理等については、中津川市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 9 月策定。令和 4 年 3 月改訂。以下「公共施設等総合管理計画」という。）に定める次の方針との整合を図りながら必要な事業を適正に実施する。

なお、本計画に記載した事業は、公共施設等総合管理計画に適合している。

### ア 体制構築と情報共有の方針

- ・全庁的取組体制の構築
- ・情報の共有と一元管理
- ・管理体制の構築

### イ 維持管理・修繕・更新の方針

- ・予防保全の導入
- ・ライフサイクルコストの削減
- ・事業量の平準化と財政計画との整合
- ・リスク評価を取り入れた優先順位の設定

### ウ 点検・診断の方針

- ・継続的な保全体制の構築
- ・管理者による日常的な点検

### エ 耐震化の方針

- ・災害対策拠点等の優先的対応
- ・内部及び周辺設備の耐震化

### オ 長寿命化の方針

- ・長寿命化の実施手法
- ・長寿命化対象施設の選定

### カ 安全確保の方針

- ・予防保全・災害対策・長寿命化による安全確保
- ・バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

### キ 統廃合と保有量適正化の方針

- ・公共建築物の統廃合
- ・公共建築物の複合化・集約化・転用の推進
- ・事業実施のための地方債特例措置の活用
- ・国有財産・県有財産の有効活用
- ・インフラ施設の効率化

### ク 民間の活用と公民連携

- ・公共建築物の民間・地域移譲
- ・指定管理者制度、業務委託の積極的活用

- ・ P F I による公共施設等の整備と運営
- ・ 民間施設との連携

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

- ・ 人口の流出と少子高齢化の進展、地域経済の低迷などにより、地域コミュニティの活力や住民自治機能の低下が懸念されている。
- ・ I C T（情報通信技術）の進展、産業構造・就業構造の変化などを背景として、世代間の交流機会の減少や地域内のつながりの希薄化が進んでいる。
- ・ 高齢化の進展に伴い増加する高齢者の生活不安への対策、災害や犯罪などへの対策も一層重要になっている。
- ・ 中山間地域においては、深刻な過疎化と超高齢化に悩む集落も少なくなく、コミュニティ機能を維持し続けることが困難な集落が現れつつある。
- ・ 地域コミュニティの人口減少と高齢化時代の中で住民自治機能を維持していくためには、市民一人ひとりの自治・協働の意識を高めるとともに、地域リーダーの育成、後継者の育成、女性や若者の参画などによる自治組織活動の活性化が求められている。
- ・ 生涯現役社会を目指す中にあるには、高齢者も経済活動や地域づくりの主役として活躍することが求められていることから、地域社会の変化に柔軟に対応でき、すべての世代をつなぎ、参画できる地域運営の仕組みを構築することが求められている。

### (2) その対策

#### <移住・定住>

普段の地域の暮らしの充実、雇用環境、起業家支援、子育て、医療、教育、開かれたコミュニティづくり、おもてなしの充実など、総合的な対策が必要になることから、関連施策を横断的に推進していくことのできる全庁的な体制づくり、関係団体との連携強化を図りながら、効果的な施策を展開しなければならない。

さらに、都市部での移住相談の機会についても、リニア中央新幹線の開業を見据えて移住希望者の広域化が進むことも期待されるため、中京圏や首都圏等で開催し、住みたい、訪れたいまちづくりを進める。

また、定住の観点からも若い世帯や移住者の住宅取得や空き家の利活用への支援を行う。

#### <地域コミュニティ、人材育成>

一人でも多くの住民が自ら進んで地域活動に参画できるようにするためには、すべての世代が互いに持てる力を出し合い、地域づくりを進めるとともに、人と人とのつながりをつくり、育てる活動への支援が求められる。

このため、地域コミュニティ組織が地域特性を踏まえ、主体的な地域づくりに取り組めるよう、地域住民の意識醸成を図り、若者の参加促進と地域リーダーとなる人材の育成、自治組織の支援を行う。

また、開かれた地域コミュニティを目指し、地域に住む人たちが、地域の魅力に気づく取

組とあわせ、地域外の人に何度も訪ねてもらうような交流を行い、関係人口を増やす取組を進め、新たな転入者を受け入れる寛容性となじみやすい雰囲気づくりの必要性を啓発する。

### (3) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める次の事項との整合を図りながら事業を適正に実施する。

#### <公共施設等総合管理計画>

地域コミュニティ施設は、集い、憩い、学びなどの市民の身近な生活に関する施設分野である。地域事務所を併用する公民館などの地域の拠点的な行政施設と、地域単位の集会や研修の場として地域住民が主体に利用と管理を行っている施設に大別される。

地域の集会所や研修施設においては、施設そのものの移譲を含めて完全に地域で維持管理と運営を行うことを基本とし、公民館などを含めた地域内での統合化により、効率的な施設配置を目指す。

## 3 産業の振興

### (1) 現況と問題点

#### <農林水産業>

- ・飛騨牛、夏秋トマト、栗、ナスなどの農畜産物は、市場で高い評価を得ている。
- ・遊休農地面積は近年横ばいではあるが、増加してきた経緯もあり、農地の適正な維持と有効活用の促進が必要となっている。
- ・農業全般としては、経営力強化による農業所得の向上が課題となっている。
- ・野生鳥獣による農林作物などへの被害は近年増加傾向であり、被害を及ぼす鳥獣も多様化している。またハンターも高齢化により減少しつつあり、地域が一体となって更なる対策に取り組むことが求められている。
- ・総農家数のうち約 91%が兼業農家である。また、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化している。

#### <商工業>

- ・本市の製造品出荷額等は令和 4 年度で 4,325 億円（令和 4 年度経済構造実態調査結果）であり、本市の経済活動と雇用を支える基幹産業となっている。
- ・学生の採用を希望する企業が増加する一方、地元企業の雇用条件が就職希望者の条件と一致しない状況が生じるなど、雇用のミスマッチ解消が課題となっている。
- ・リニア中央新幹線の開業を背景とした一層の企業誘致活動の充実を図るとともに、雇用機会の拡充を図ることが重要となる。
- ・中心市街地の地域内定住人口が平成 24 年の 3,070 人から令和 2 年には 2,684 人に減少している。
- ・地域産業においては商店の減少などにより旧町村の中心的商業地域における活力低下が進んでおり、商業振興が大きな課題となっている。
- ・市街地活性化や定住対策の推進により、居住人口の増加、集客力向上、商業振興を一体的に促進することが求められている。

### ＜その他の産業の振興＞

・石材、木工業等に代表される地場産業は、長きにわたって本市の経済と文化との両面において重要な役割を果たしてきた。しかし、近年は消費者ニーズの多様化、急激な技術革新や情報化、経済のグローバル化等を背景として厳しい経営環境が続いており、市場や経済情勢の変化に対応できる経営力の強化が求められている。

・食の地域資源を生かした製品の付加価値創出や、既に市場で高い評価を受けている和菓子（栗きんとん）や日本酒については、今まで以上に特産品PRやブランド化に取り組むことが求められている。

### ＜観光の開発＞

・名古屋圏と近接することから日帰り中心の観光形態となっており、観光行動における市内の滞在時間を延ばすことが課題となっている。また、観光施設の老朽化も進んでおり、ハードとソフトの魅力向上が求められている。

・本市の自然環境や歴史文化など、さまざまな観光資源の可能性を再検証し、魅力ある観光地づくりに取り組み、交流人口・関係人口の増加を図ることが求められている。

・増加する訪日外国人観光客に向け、的確なマーケティング戦略の立案・推進・検証を進めることが求められている。

・グローバル化の中で、郷土のことはもとより、外国など異なる歴史や文化、習慣、価値観等について理解を深めることができ、国際社会において活躍できる人材を育成することが必要となる。

## (2) その対策

### ＜農林水産業＞

農地集積化の課題については、農地の確保と有効活用、農地利用集積の促進を図るため、耕作放棄地などの解消及び活用、農地の保全管理の促進などの事業に積極的に取り組むとともに、多様な担い手の確保と育成を図るため、後継者、新規就農者、集落営農組織、認定農業者及び法人経営体などに対する事業を展開する。また、農道、用水路等の土地改良施設整備による農業生産基盤の充実を図る。

特に、食育教育の一環である、地元産の農産物を活用した幼児期からの学校給食は、次世代の農業への理解を深め、担い手不足の解消の一助となり、地産地消にもつながることから、推進を継続する。

また、生産コストの削減に取り組むとともに、鳥獣害対策の強化、環境に配慮した農畜産業の推進、地産地消及び地産外商の推進、販売戦略・ブランド力の強化、農業の六次産業化を進める。

これにより、生産者の農業に対する意欲と安全・安心な食糧生産と持続する農業の魅力を生み出し、農業生産者の安定的な所得確保が保証される農業農村づくりを推進する。

このほか、里山整備も含めた当市の独自モデル地域を設けるなど、農地や森林が作り出す美しい景観を整備する観点からもその保全に取り組む。

戦後、植林された人工林の多くが木材利用期を迎えつつある中、施業の低コスト化を図り、森林の境界明確化と間伐等の適切な森林整備を促進し、持続的な木材生産を進める。

また、東濃桧のブランド力を生かした産直住宅の推進など、木材関連産業の振興に取り組むことで持続可能な森林づくりと木材の循環利用を推進する。

一方、人材の育成については、林業技術者の確保と後継者育成に努めるとともに、次世代を担う子どもへの森林環境教育や市民及び都市部住民へのPR活動を推進する。

林道網については、木材搬出経費の削減と森林整備や林業活動の向上を図るため、引き続き整備を進めるとともに、適切な維持管理を促進する。

このほか、里山林の公益機能の維持増進及び景観の保全を図り、里山や林業に関する啓発を進める。

### <商工業>

若者の地元就職施策を促進し、大学生などへの情報提供の充実と人材確保のための支援、人材育成環境の整備や勤労者福祉の支援などに取り組む。

一方、地元中小企業においては、大手企業・納入先企業の経営環境の影響を受けやすいこと、製品の営業や開発を行うことが難しいこと、技術提案や商品PRのための交流の機会が少ないことなどから、新分野へのチャレンジに向けた支援が必要となっている。このため、新分野への参入や新事業開発の取り組みの支援、地元中小企業による技術提案の場の創出による販路開拓などの支援に取り組む。

また、製造業をはじめとする工業分野全体の振興を図るため、各支援機関などとの一層の連携強化による産業振興体制を構築し、販路拡大戦略の強化、再生可能エネルギーの利活用促進、設備投資などへの支援強化、中小企業間の交流の場づくりの推進、市内企業との連携、新技術や新商品、新たな業態へのチャレンジ支援などを促進する。

さらに、今後のリニア中央新幹線の開業を見据え、中部総合車両基地に関連する企業の誘致等、千載一遇ともいえる産業振興機会を積極的に活用する。

中心市街地活性化基本計画の検証による効果的な取り組みの重点的な展開、イベントと連動した安定的な集客活動や集客力をもった個店づくりなどを支援する。また、公共用地の利用と民間活力の活用を促進するため、にぎわい広場など中心市街地内にある公共資産を活用し、人が集まる施設の整備や、旧中山道の歴史資産や特産品である和菓子などとあわせ、新たな魅力として取り組んでいるご当地グルメなどを生かした交流人口増加策の推進、老朽施設の見直し、公共施設の活用、民間活力を利用した施設整備、集合住宅整備などによる定住人口増加策などの検討を進める。

一方、消費者である市民にとっては、大型商業施設の立地する市街地においては生活利便性の確保が図られているものの、周辺の山間地域等では、買い物の利便性確保が困難になっている地域も現れている。このため、各産業で連携したコミュニティ維持のための商業振興に取り組むとともに、買い物の利便性に関する地域格差の解消に向けた検討を行う。

今後のリニア中央新幹線の開業に向けて、岐阜県の東の玄関口としてふさわしいまちとして、商業基盤となる施設の整備と、中津川市の特産品ブランドの確立が求められる。このため、訪れた人が楽しめるような買い物観光ができる市街地整備、和菓子をはじめとする既存の特産品のPR、潜在特産品の発掘や新たな特産品開発とPRを行うとともに、特産品販売を促進するための商談会やセミナー、テストマーケティングの提供、インターネ

ット活用による新たな販路開拓と情報発信に取り組んでいく。

#### ＜その他の産業の振興＞

伝統的地場産業である石材・木工業においては、事業規模が零細で経営基盤が弱い。また、販路拡大も単独事業では難しいことから、石材、木工業の後継者の確保と需要拡大に向けた取り組みを支援する。

畜産業においては「飛騨牛」などの牛の飼育が盛んに行われているが、畜産業全般としては厳しい経営環境下にあることから、関係機関と連携し、経営改善活動や支援メニューの充実を図る。

また、地域資源の活用による新たな特産品開発については、関係団体などとの連携により、各種支援制度などを活用した事業化やブランド化を支援する。

さらに、地域資源に根ざした特色ある事業所の育成など未来型産業の振興を図るほか、地場産業の観光的価値を見出すなど多面的な事業の可能性を検討する。

このほか、地場産業の需要促進のための「産学官連携」活動を一層推進するとともに、産業間の連携を進める。

#### ＜観光の開発＞

地歌舞伎と芝居小屋、中山道ゆかりの歴史、栗きんとん、付知峡、苗木城跡、馬籠などの観光資源を生かし、観光ブランドの形成、周辺自治体と連携した周遊観光コースの設定などの広域観光連携の推進、グリーンツーリズムなど自然、文化、人々との交流を楽しむ体験型観光プログラムの開発、訪問者のニーズ把握、外国観光客の誘致、おもてなしの向上、観光施設の基盤整備、観光プロモーション活動などの取り組みを強化し、交流人口の拡大を目指す。

また、近年の世界的な人口構造や経済の状況変化による外国人観光客の増加を視野に入れて、国際観光都市を目指した外国人誘客観光への取り組みを推進しながら、リニア中央新幹線の開業を見据えた観光戦略の着実な取り組みを進める。

一方、第三セクターを含む観光施設については、老朽化した施設が多いなど、維持管理の改善が課題となっていることから、第三セクターの存続の検討に伴い施設運用（存続）の方向性の検討を行う。

(3) 事業計画(令 8 年度～令和 12 年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 産業の振興	基盤整備	基盤整備促進事業(かんがい排水)	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
		県営かんがい排水事業(小郷地区)	中津川市	加子母
		県営中山間地域総合整備事業(やさか地区)	岐阜県	山口 坂下 川上
		県単土地改良事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
		市単土地改良事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
		県単林道整備事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
		県営ため池等整備事業	岐阜県	山口 坂下 川上 加子母
		林道整備事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
		治山事業	中津川市	山口 坂下
	地場産業の振興	林業振興施設維持管理事業	中津川市	加子母
		地域木材需要拡大事業	中津川市	加子母
	観光又はレクリエーション	馬籠宿景観整備事業	中津川市	山口
		乙姫公園整備事業	中津川市	山口
		椀の湖オートキャンプ場改修事業	中津川市	坂下
		夕森溪谷整備事業	中津川市	川上
		河川公園改修事業	中津川市	川上
		小秀山整備事業	中津川市	加子母
		観光施設トイレ改修事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
		道の駅改修事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母

#### (4) 産業振興促進事項

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、次の表のとおりとする。

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
旧山口村、旧坂下町 旧川上村、旧加子母 村の区域	製造業、農林水産物 等販売業、旅館業、 情報サービス業等	令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日	

なお、現状と課題、課題を解決するために実施する事業の内容については、前記(1)から(3)のとおり。

#### (5) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める次の事項との整合を図りながら事業を適正に実施する。

##### <公共施設等総合管理計画>

農林業生産・普及施設は、農林業の発展を目的とする施設分野である。地域の産物を活用した加工品の製造と販売を行う農林業生産施設と、農業及び林業の担い手を育成する農林業普及施設に大別される。

収益性を有する農林業生産施設は、施設そのものの移譲を含めた地域や団体での維持管理と運営の完全化を基本方針とする。

農林業普及施設は、将来の必要性を判断して適正な施設配置を目指す。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

・急激な少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少し、税収の増加が見込めない中で、社会保障関連経費の増加が見込まれ、市役所の労働力や行政サービスの低下が想定される。

・デジタル技術を活用し、人口減少、経済衰退、災害対応など地域固有の課題を解決し、行政サービスや医療・福祉など住民サービスの向上や地域経済活性化を図る必要がある。

### (2) その対策

・住民の利便性の向上と業務の効率化を図るためにデジタル技術の導入・活用を進める。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

・リニア岐阜県駅、中部総合車両基地の設置に伴い、本市における開発需要が高まることが予想されることから、開発と自然環境や歴史的景観などとの調和を重んじた指針となる都

市計画や景観計画などを踏まえた計画的な土地利用が求められている。

- ・機能的で利便性が高く、安全な道路網の整備と計画的な維持管理が求められる。
- ・車社会の進展や超高齢化社会を背景として、交通弱者の移動手段の維持、確保を図ることが求められている。

## (2) その対策

### <道路等基盤整備>

リニア中央新幹線の開業に向けて、広域道路網の強化を図るため、濃飛横断自動車道や三河・東美濃連絡道路の事業などについて、国・県・関係市町村との連携による整備を推進する。

一方、地域内道路は、市民の日常生活に密着した生活道路であり、地域間の格差を解消するための社会基盤としての役割を果たす。このため、機能強化と安全性・利便性の向上のため、計画的な道路整備を推進する。

市道については、緊急性や安全性を最優先とし、計画的な改良を進める。

さらに、貴重な財産である伝統的な街並みなどを有する地域においては、その風致を保持していくことが重要な課題となっている。このため、道路整備においても地域の歴史文化性景観に相応した形状となるよう検討する。あわせて、開発にあたっては地域の自然環境、生活環境、歴史文化環境に十分配慮して取り組むとともに、市民にとって交流の場や、憩いの場として大切な公園も、計画的に整備する。

### <地域公共交通>

事業者とコミュニティバスの役割分担の明確化や事業者と連携した利用促進策の実施などの取り組みを進め、交通空白地の解消を進める。

路線バスについては、市北部在住の高校生にとって主要な通学手段となっているほか、学校のスクールバスを兼ねて運行している路線もある。通学のための交通手段としてだけでなく、高校生の就学機会の公平性を維持するためにも幹線としての路線バスの維持を図っていく。

一方、高齢化や過疎化の進展に伴い、通院や買い物などのための移動手段が確保できないケースが増加する懸念がある。このような高齢者などの交通弱者対策の充実を図るとともに、安全で持続可能なコミュニティバス運行形態の見直しを進める。

### (3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の整備、交通手段の確保 進	市町村道	道路新設改良事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
		交通安全施設設置事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
		県営中山間地域総合整備事業(やさか地区)	岐阜県	山口
	農道	農道整備事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める次の事項との整合を図りながら事業を適正に実施する。

#### <公共施設等総合管理計画>

本計画で示した基本方針に則り、施設類型ごとに具体的な管理方針と取り組みを定めた個別施設計画を策定する。

既に計画を策定しているものについては、改めて見直しを行い、本計画との整合性を図るとともに、国全体の国土強靱化とインフラ長寿命化の体系の中で役割を果たすことができる計画とする。

点検及び診断のマニュアルを、施設類型ごとに作成する。

国及び岐阜県も、施設類型ごとに点検及び診断の要領、基準、マニュアルなどを作成している。それらを参考にしつつ、本市の管理水準に適合した点検・診断マニュアルを作成する。

災害の発生時に損壊しないように耐震補強などの事前対策を施すことも需要だが、大規模災害に完全に対応することは困難で、ライフラインが止まった場合を想定した対策が必要となる。

ライフラインの速やかな復旧と、給水車など復旧までの代替手段の確保について計画とマニュアルを策定することで、災害発生時に市民の生活を守るために備える。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### <住宅及び水の確保>

・人口減少や高齢化の進展、さらには家族形態の変化や社会情勢の変化により市民の住宅へのニーズが多様化している。

・これまで若者・UIターン者を受け入れるための市営住宅の整備・供給をしてきたが、既

存市営住宅については、老朽化の進んだ住宅についての対策が必要となっている。

・本市の上水道は、ほぼ100%に近い普及率となっており、施設の維持管理及び更新が重要な施策となっている。これまで安全・安心で安定した水道水を供給するため、施設の適正な維持管理、水施設の整備等を計画的に進めてきた。しかし、老朽化による漏水が多発しており、人口減少地域においてどのように水施設を更新していくかが課題である。

#### ＜汚水及び廃棄物の処理＞

・循環型社会を支える基盤を良好な状態に保つための対応が求められている。

#### ＜斎場・墓地の整備管理＞

・老朽化した斎場の更新が求められている。また、墓地施設の適切な維持管理及び環境保全によって、墓地使用者や周辺住民の安全性と利便性の確保が求められている。

#### ＜その他＞

・災害被害を最小化するうえで、地域の防災力の向上が重要となっている。

・台風の大型化、ゲリラ豪雨の多発等を踏まえた土砂流出防止対策、土砂災害防止対策が重要となっている。

・市内には未改修河川が多く残っていることから、整備を促進する必要がある。

・大規模地震発生に備えた住宅建築物及び橋梁の耐震化、既存施設の老朽化への対策が喫緊の課題となっている。

・本市の消防体制は、消防署と消防団により構成されている。人口減少や住民意識の変化により消防団活動が困難となるほど団員数が減少しており、多様化する災害に対応するため、より一層の人材の確保と育成、施設や設備の充実が求められている。

・犯罪件数が減少する一方、街頭犯罪が増加しており、治安の維持が課題となっている。

・高齢化の進展を背景に、高齢者の関与する交通事故件数が増加している。

## (2) その対策

### ＜住宅及び水道水の確保＞

市域の人口減少対策として若者定住促進住宅の効果的な活用を図り、空き家情報の提供や支援制度などの充実を図るとともに、地域コミュニティの活性化につなげる。

既存市営住宅については、計画的な営繕や改修を進め、居住環境を向上させるとともに、老朽化住宅の長寿命化、取り壊しを行う。

また、公営住宅では、住宅の需要と供給のバランスを考慮して、公営住宅の質的な整備と量的な再編に取り組む。

水需要の動向把握と将来予測に努め、料金の適正化を図ることで、安定的な事業運営を行い、効率的な施設活用や、浄水施設を健全に保つための改良事業を計画的に推進する。

さらに、地域の実状に応じた対策を講じ、事業の効率化を図り、安定的な事業運営を推進し、安全で安心な水道水を確保するため、浄水施設の設備管理と計画的な維持活動に取り組む。

大規模地震対策としては、生活基盤の被害を最小限にするため、耐用年数が超過した水道施設の耐震化に取り組む。

### ＜汚水及び廃棄物の処理＞

ごみの資源化・減量化に向けた啓発やPR活動を強化するとともに、市民の声を聞きながらごみの処理手数料の見直しを進める。加えて、環境センターの延命化などの計画的な施設整備を進める。

また、警察や地域と連携して、不法投棄をさせないための仕組みづくりや、不法投棄防止の啓発を推進する。

### ＜斎場・墓地の整備管理＞

人生の終焉を迎える場としてふさわしい、安らぎと尊厳の感じられる施設の建設を推進する。また、市有墓地の適切な維持管理と貸出を行う。

### ＜その他＞

避難対策の強化を図るため、緊急情報伝達手段の確立や避難行動要支援者名簿への登録の促進、「避難所開設・運営マニュアル」策定、地域性を考慮した防災備蓄倉庫の設置、避難所の非常用電源の整備を進める。

このほか、応急復旧のマニュアルの整備検討、災害時相互応援協定の締結などを進め、地震、風水害や土砂災害に強いまちづくりに取り組む。

また、防災体制の充実のため、行政・自主防災組織・消防団の連携により、土砂災害・ため池のハザードマップを活用するなど災害危険箇所の情報共有化に努め、防災士の育成などにより地域の防災力の向上を図る。

さらに、災害に強い社会基盤をつくるため、治山事業、河川・砂防・ため池整備事業を推進するとともに、橋梁長寿命化計画に基づき修繕補修と耐震化を促進することにより、災害発災時の緊急輸送路の確保に努める。

特に、本市においては大規模地震の備えに万全を期す必要があることから、自助・共助・公助の考え方に立った、住宅の耐震診断の促進、耐震補強や家具転倒防止などへの支援などに取り組み、被害を少しでも小さくするための減災に取り組む。

消防署の消防、救急体制の維持、予防活動の推進、経年によって機能が低下した施設や設備の計画的な更新、消防団員が地域で不在となることが多い昼間に災害対応できる団員の集中的な活動を可能にする器具庫の統廃合、消防団の新入団員の確保と育成に取り組むことで消防力の強化を図る。

また、救急出動の体制強化のため、高度な医療処置を行うことのできる救急救命士を計画的に養成し、救命率の向上を図る。

条例などの整備に基づく空き家、空き店舗対策に取り組むとともに、警察、関係機関と地域安全ボランティア団体などで相互に連絡、調整しながら、防犯活動の継続につながる支援を行う。

さらに、子どもや高齢者の防犯意識の向上を図るため、防犯教室などの充実を図る。また、危険な箇所への防犯灯設置など、犯罪を発生させない環境づくりを進める。

加えて、悪質な訪問販売や催眠商法、振り込め詐欺などによる消費者被害を防止するため、犯罪被害防止のための広報と啓発に取り組む。

### (3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 生活環境の整備	水道施設	浄水機能改善事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
	下水処理施設	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
	火葬場	火葬場施設整備事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
	消防施設	消防施設整備事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
		県営中山間地域総合整備事業(やさか地区)	岐阜県	山口
その他	美しいまちづくり景観整備事業	中津川市	山口 坂下 川上	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める次の事項との整合を図りながら事業を適正に実施する。

#### <公共施設等総合管理計画>

市営住宅は、法律や施策に基づいて、市が建設して賃貸する住宅施設で、今日では民間との役割分担と連携が期待される施設分野である。昭和40年代から50年代を中心に建設された低所得者向けの公営住宅と、近年に定住促進や林業振興などの施策に基づき建設された公営住宅外施設に大別される。

今後の住宅施策としては、供給主体を民間へ移行することを前提に、若者の市外流出防止とUIターン確保に向け、若者定住促進住宅と地域優良賃貸住宅の整備に重点を置く。なお、建物棟数が多く延床面積も大きい公営住宅においては、入居者の需要や施設の安全性を視点として、施設の選択と集中による適切かつ計画的な維持保全と、用途廃止を目指す。

上水道施設は、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、「中津川市水道事業経営戦略」を策定し、施設の統廃合と長寿命化を進める。

下水道施設は、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、「中津川市下水道事業経営戦略」を策定し、計画的な改築更新と耐震化を進める。処理施設が多く、老朽化による維持管理費の増加と、それに伴う改築更新により財政的負担が増えることから、計画的な維持管理計画を策定する。また、今後は人口減少が予想され、処理場機器のダウンサイジングを図り、優先順位をつけて規模にあった改築更新を実施する。加えて、受益者負担の観点から適正な料金を見直し、収支のバランスを図る。

生活環境施設は、ごみの焼却及び処分や資源のリサイクルなど、生活環境の維持に不可欠な公共性の高い施設分野である。

環境センター、衛生センター及び火葬場など、単体で機能が発揮できる施設は、施設の集中と拠点化を行い、施設の統廃合を目指す。

なお、下水道施設は、維持管理計画策定にあたり処理施設の統廃合も検討する。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### <子育て環境の確保>

- ・放課後児童クラブ、子育て支援センターについては、拠点施設の老朽化や未設置地区・校区への対応が求められている。
- ・幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、本市では家庭や地域と一体になって幼児の健全育成に努めているが、幼稚園しかない地域、保育園しかない地域など施設配置の偏りによって、均等な幼児教育を提供する環境が十分でない状況にある。
- ・旧川上村の区域には幼児教育を提供する施設はなく、旧坂下町の区域にはやさかこども園が配置されている。旧山口村と加子母村の区域にはそれぞれ山口こども園と加子母こども園が配置されている。
- ・人口が減少する中でも世帯は増加しており、核家族化で子どもを家庭で保育することができない世帯や共働き世帯が増えていることから、特に未満児を主とした保育ニーズが急速に高まっているため、ニーズに対応できる体制づくりが喫緊の課題となっている。

#### <高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進>

- ・本市の令和2年における高齢者人口は24,980人（高齢化率32.6%）であり、平成27年の24,383人（高齢化率30.9%）から増加している。これに伴い、一人暮らし高齢者や認知症高齢者などの要援護高齢者も増加していることから、健康で生きがいを持ち、安心して生活できるための取組が重要となっている。
- ・旧山口村の区域の令和2年における高齢者人口は594人（高齢化率38.5%）であり、平成27年の618人（高齢化率35.9%）から増加、旧坂下町の区域の令和2年における高齢者人口は1,687人（高齢化率39.2%）であり、平成27年の1,733人（高齢化率37.0%）から増加、旧川上村の区域は、令和2年における高齢者人口は249人（高齢化率34.6%）であり、平成27年の262人（高齢化率32.8%）から増加、旧加子母村の区域は、令和2年における高齢者人口は1,062人（高齢化率42.5%）であり、平成27年の1,034人（高齢化率36.7%）から増加している。
- ・高齢者の生きがいづくりの支援・介護予防を進めるとともに、地域の見守りや在宅での生活支援の取り組みの充実、医療・介護・福祉等の連携による地域包括ケアの推進が求められている。
- ・本市の家庭児童相談実件数、虐待件数、一時保護件数はともに増加傾向にあり、問題の早期発見、早期対応への体制強化、児童虐待死の発生予防が重要な課題となっている。
- ・本市の障害者手帳交付者は、令和7年3月現在4,678人（身体障害者手帳3,137人、精神障がい者保健福祉手帳769人、療育手帳772人）である。身体障害者手帳の所持者は高齢者の割合も多く減少傾向にあるが、近年、幼少期からの療育支援が充実し、療育手帳や精神障

がい者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にある。その中で、障がいに対する理解を深めるとともに障がい者の生活支援、就労支援、社会参画機会の拡充など、障がい者のライフステージに応じたきめ細かな支援が求められている。

## (2) その対策

### <子育て環境の確保>

本市においては、従来から少子化対策として、結婚、出産、子育て、教育、働く場の充実に向け取り組んできた。引き続き、子どもの成長段階に応じた施策間における、一層の連携強化を図る。

また、中津川市こども計画に基づき、子育て支援だけでなく、こどもや若者がまんなかとなる社会の実現を図る。

放課後児童クラブ、子育て支援センターについては、計画的な施設整備を検討し、子どもたちが放課後を安全安心に過ごすことができる居場所づくりの充実を図る。

母子保健では、妊娠期や乳児期からの不安解消や、子育てに悩む保護者が子どもを健やかに育てていくことができるように、「母性を守る」、「保護者の育児能力の向上」、「育児しやすい家庭や地域の環境づくり」の取り組みを進め、生涯にわたる健康づくり活動の継続を目指す。

親となる心構えを含めた安全な妊娠・出産への支援、保護者の育児力向上を目指した子どもの健やかな成長発達への支援、子どもの頃からの生活習慣病予防、命の教育を含めた思春期からの健康づくり、子どもの感染症予防への取り組みを関係機関と連携し推進する。

幼保施設は、民間との協力体制のもとすべての子どもたちに等しい幼児教育・保育サービスを提供できるような受入体制づくりや施設整備を進め、保護者のニーズに応える子育て支援の充実に努める。

また、適切な集団規模を確保するための施設配置の見直しや、幼稚園と保育園それぞれにないものを補う幼保一体化を進めている。

### <高齢者福祉>

高齢者が地域のなかで生涯を通じていきいきと暮らしていくためには、若い頃からの健康づくり活動への参加などによる健康寿命の延伸や、要介護状態の発症予防や重症化予防に取り組むことが求められている。このため、介護予防も含めた高齢者の健康づくりを促進するとともに、老人クラブやシルバー人材センターの支援などを通じて、生きがいを進める。

また、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯などを地域で見守り、支援の仕組みづくり、移送サービス、高齢者の家庭生活支援、ボランティア育成など高齢者の在宅支援の充実を図る。

認知症対策としては、認知症予防の重要性に関する普及啓発や認知症みまもりのわ事業の充実など、認知症予防と認知症高齢者への支援を行う。

介護保険サービスにおいては、介護支援専門員の資質向上、包括的・継続的なケア体制の構築など支援体制の充実、居宅介護サービス、施設・居住系サービスの適正利用の推

進、介護給付の適正化の推進など、一人ひとりにあった介護サービスの充実を図る。

さらに、地域包括支援センターを中心とした相談体制充実や地域総合医療センターの体制強化などにより、地域包括ケアを推進する。

また、地域全体で支えあう持続可能な福祉社会を実現するため、自助・共助・公助の考え方にに基づき、制度に基づくサービスと関係団体や地域が提供するサービス等を組み合わせた仕組みづくりを進める。

#### <児童福祉>

要保護児童・DV 防止対策地域協議会の開催（予防対策・早期発見・ネットワークの充実）、必要に応じたケース検討会議による情報共有、支援方針、早期発見・虐待重症度の尺度（リスクアセスメント）の普及、関係各機関との連携強化などに取り組む。

ひとり親家庭に関する相談件数も増加傾向にあり、相談内容も複雑化しているなど、ひとり親家庭の父親・母親の生活・養育不安の解消が必要となる。このため、専門機関との連携強化による適切な指導、助言などの実施、ひとり親世帯の経済的安定を図るため、母子寡婦福祉資金貸付金制度、高等技能訓練等促進費等支給事業や母子家庭自立支援教育訓練給付金事業の普及と利用促進及び父子家庭への適用拡大など、ひとり親家庭の自立支援に取り組む。

発達に心配がある児童については、発達支援センターなどの通所児の増加により、施設の収容能力超過が懸念されている。このため、施設の充実や、健康医療、発達相談との連携強化、相談支援体制の一本化などによる早期発見・早期療育を促進するとともに、相談支援専門員の資格者育成を長期的に行うなど、計画的な専門人材の確保に取り組む。

また、子どもたちが健康に過ごすことができるよう、乳幼児医療費の負担の軽減に取り組み、子どもの健康推進を図る。

#### <障がい者福祉>

障がい者の「育つ・学ぶ・働く」を大切にする施策を推進することが必要となる。このため、障がい種別やライフステージに応じたきめ細やかなサービスを提供するとともに、障がい者を支援する施設の充実、障がい者に対する理解を深める交流機会の拡充、地域との協働・ボランティアの育成など、障がい者が安心して地域で暮らすことのできる環境づくりに取り組む。

また、障がい者が生きがいを持って生活できるよう、雇用促進や就労支援、相談体制の充実を図るとともに、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動への参加を促進する。加えて、障がい者福祉を担う専門性を有する人材の育成・確保に取り組む。

#### <地域福祉・社会保障>

増加するひとり暮らし高齢者など要援護者への支援や、児童虐待といった新たな課題への対応が地域社会にも求められている。このため、地域福祉の重要性の理解促進と意識醸成を図るとともに、地域の課題解決に向けて、地域全体で支え合う「共助」によるまちづくりの担い手育成、地域福祉人材の確保とネットワークづくりが課題となっている。

こうした地域社会の課題の解決に向け、支え合い活動を一層活発化させ、行政と地域が一体となった施策を進める。

また、地域で健康かつ文化的な生活を送るため、医療や生活支援、就労支援などの取り

組みを推進する。

社会保障制度のうち国民健康保険については、制度の市民への周知・啓発に努め、医療費の適正化と保険料の収納率の向上に努め、国保財政の安定的運営を目指す。

また、生活保護については適切な運用を図るとともに、制度の意義について正しい理解を促進し、要保護世帯の自立に向けた支援を進める。

### (3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	高齢者福祉施設運営事業	高齢者福祉施設運営事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める次の事項との整合を図りながら事業を適正に実施する。

#### <公共施設等総合管理計画>

健康福祉施設は、高齢者、障がい者、児童及び母子への福祉や介護など、社会的需要の増加が今後より一層見込まれる施設分野である。給付を伴う支援などの窓口として行政が事業主体となるべき施設と、介護福祉業務などの民間の経営手法によるサービス向上が期待できる施設に大別され、行政と民間の効率的な役割分担と連携が求められる。

指定管理者制度への移行が進む介護福祉サービスを提供する施設においては、施設の完全民営化を第一の目標とし、現在のサービス水準の維持に配慮しつつ、地域内で施設を統合して機能の拠点化と複合化を行うことで、サービス水準の向上を目指す。

幼稚園と保育園においては、一部公立保育園の民営化に取り組み、公共性を維持しつつ、民間にできることは民間へ移行し、機能の分担と効率化を図る。また、幼児教育及び保育に必要な集団規模を検証し、少子化傾向を見据えて適正な施設配置を検討する。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

・高齢化の進展やライフスタイルの変化に伴い、生活習慣病の増加など医療への需要が増大している。適切な医療サービスを提供するとともに、自らの健康づくり、疾病の予防・早期発見・重症化予防を促す仕組みづくりが重要となる。

・地域医療の確保のため公立の病院・診療所の健全な経営を目指し、経営改善に取り組むとともに、医師等医療スタッフの確保対策を進める必要がある。

・地域で必要とされる医療サービスを提供するためには、医療機関の役割分担や連携により、地域の限られた資源を有効に活用しつつ効果的な医療供給体制を構築することが重要となる。

## (2) その対策

医療機能の役割分担や連携体制を構築し、地域格差の少ない医療体制の実現を図るとともに、患者や医療関係者の理解を深めるよう努め、医療機関の役割分担と連携の強化により地域の限られた医療資源を有効に活用し、効率的な医療提供体制づくりに取り組む。

公立病院と診療所については、大学、医局などの教育・研究・研修の場を提供するなどして医療スタッフを確保するとともに、医療環境の整備を計画的に推進し、市民に安定した医療を提供し持続可能な経営を実現するため、公立病院等の役割（機能）分担と連携強化、財務状況の健全化に取り組む。

## (3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 医療の確保	診療施設	坂下診療所 機器設備等更新事業	中津川市	坂下
		川上診療所 機器設備等更新事業	中津川市	川上
		加子母歯科診療所 機器設備等更新事業	中津川市	加子母
	その他	坂下老人保健施設 機器設備等更新事業	中津川市	坂下

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

・本市では基礎学力の向上などに積極的に取り組んでおり、引き続き児童生徒の学力向上を図ることが求められる。

・本市の令和2年における年少人口は9,113人（年少人口割合11.9%）であり、平成27年の10,093人（年少人口割合12.8%）に比べて減少している。これに伴い、市内の小中学校、中学校、高校の児童・生徒数も平成27年の8,588人が、令和2年には7,778人まで減少（減少810人）しており、学校規模の適正化等、実態を踏まえた公平で安全な教育環境づくりが重要な課題となっている。

・旧山口村の区域の令和2年における年少人口は171人（年少人口割合11.1%）であり、平成27年の180人（年少人口割合11.0%）に比べて減少している。旧坂下町の区域の令和2年における年少人口は478人（年少人口割合11.1%）であり、平成27年の543人（年少人口割合10.8%）に比べて減少している。旧川上村の区域は、令和2年における年少人口は87人（年少人口割合12.1%）であり、平成27年の104人（年少人口割合13.0%）に比べて減少している。旧加子母村の区域は、令和2年における年少人口は226人（年少人口割合9.0%）であり、平成27年の341人（年少人口割合12.1%）に比べて減少している。

・生活様式や価値観の多様化などを背景として、地域内や世代間のつながりの希薄化という現状や、目指していく住民自治の実現に向けて、公民館を中心にした地域づくり型生涯学習に取り組むことが必要となる。

・核家族化の進行などにより、家庭教育力の低下や地域社会での孤立化が増えてきてお

り、家庭教育の支援に取り組むことが必要となる。

- ・市民一人ひとりが教養を深め、知的で心豊かな生活をおくり、また社会に対応していく能力を身に付けるために、市民が等しく享受できる読書活動の推進が必要となる。
- ・市民がライフステージに応じたスポーツ活動に参加できる環境の充実と、スポーツ意識の高揚を図ることが必要となる。

## (2) その対策

子どもたちの基礎学力向上のため、学校での学習と家庭での学習を継続して行い、学校教育の充実に取り組みながら、子どもたちが学習に集中できる環境づくりを進める。

また、学校規模等適正化基本計画に基づき、小中学校の適正配置を地域とともに進める。

学校施設の安全性の向上については、地域社会における防災拠点、コミュニティ拠点としての役割も持っていることから、地域における人口の推移を踏まえ適切な施設改修や老朽化対策について計画的な推進を図る。

あわせて家庭や地域と学校の連携をさらに強化し、ふるさとの価値を知る郷土教育、心身ともにたくましく心豊かな子どもたちを育む食育活動、自他の命の尊さを学ぶ「命の教育」、読書に親しむ「絆プラン」、家庭での学習習慣を身に付けることを目指した「学力アッププログラム」、幼稚園・保育園から小学校への就学、小学校から中学校への進学がスムーズにできるような連携体制の構築などを積極的に推進する。

人々の生活様式や価値観の多様化などを背景として、本市においても、人と人とのつながりや地域のつながりの希薄化が懸念されている。一方で、東日本大震災以後の地域社会のあり方として、絆の重要性が再認識されている。

本市においては、人と地域のつながりが実感できるまちを目指し、公民館を拠点とした地域づくり型生涯学習の充実を図るための機能向上と人材育成に取り組む。地域住民の拠り所となる公民館施設等の耐震化や長寿命化を見据えた改修を推進するとともに、市民との協働による参画型の運営体制を検討するとともに、いきいきとした人づくりと生涯学習のまちづくりを推進する。

また、親が身近な人から子育てを学び、助け合いの機会を増やすため、地域や保護者と連携しながら、妊娠期から学童期までそれぞれの時期に応じた家庭教育支援に取り組むとともに、地域ぐるみで青少年育成活動の充実を図る。

加えて、一人ひとりが尊重され、学び合い、自己実現を図ることのできる社会を目指し、「中津川市民読書基本条例」を掲げるまちとして、市民が、誰でも、いつでも、どこでも読書に親しめるように、読書活動の推進と図書館のネットワークの充実や読書環境の整備を図る。

スポーツにおいては、個人、団体などの自主的な活動を推進するための支援や施設の充実を図り、スポーツ活動を通して地域コミュニティづくりを進める。市民のそれぞれのライフステージにおけるスポーツ活動の推進や、障がい者のスポーツ活動推進のための環境の充実、総合型地域スポーツクラブの支援等、1市民1スポーツによる健康づくりに取り組む。

子どもたちのスポーツ活動を促進し豊かな心を育む取り組みや、関係団体との連携により、スポーツに親しむ機会、触れる機会を提供し、競技スポーツでは競技力向上と人材の育成を図る。

スポーツ施設については良好な環境整備を行うとともに、拠点施設の管理運営に市民が参画することで、より一層のスポーツ活動の活性化を推進する。

### (3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の振興	学校教育関連施設	学校施設改修事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
		教員住宅維持管理事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
		学校施設適正配置計画	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
	集会施設、体育施設等	公民館機能強化・統合・複合化事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
		スポーツ施設整備事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める次の事項との整合を図りながら事業を適正に実施する。

#### <公共施設等総合管理計画>

学校教育施設は、小学校、中学校、幼稚園及び保育園などの教育施設と、これらに関連する施設です。公共建築物の中で最大の延床面積を有する施設分野であり、利用対象者数の減少が見込まれる施設分野である。小学校、中学校、幼稚園及び保育園は、地域生活と密接な関係を有するとともに、民間施設との関係など、公共が担うべき役割や度合いが地域により異なる。

小学校と中学校においては、地域の人口集中状況などによって学校規模に差異があり、過小規模や大規模校の改善が課題となっていることから、地域の実情に合わせて、地域とともに学校規模の適正化を目指す。

幼稚園と保育園においては、一部公立保育園の民営化に取り組み、公共性を維持しつつ、民間にできることは民間へ移行し、機能の分担と効率化を図る。また、幼児教育及び保育に必要な集団規模を検証し、少子化傾向を見据えて適正な施設配置を検討する。

なお、施設の老朽化や衛生管理上の課題を有する給食調理場については、学校規模等適正化基本計画との整合性を図りつつ、地域性などを考慮して、施設の統廃合を目指す。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

- ・地域自治組織の高齢化や人材が不足しており、地域活動を担う人材育成や若者の参加、また、市民活動団体のネットワーク化などが課題となっている。
- ・地域コミュニティは、まちづくりの基盤としてその役割がますます重要になっている。
- ・本市の自治組織は、令和7年4月現在15の地域自治組織のもと164区、711町内会により構成されているが、地域を担う人材（リーダー）の不足、地区の規模格差、人口減少や高齢化、若年層の地域コミュニティ活動への関心低下などを背景として、担い手の世代交代の停滞などが課題となっている。
- ・令和7年4月現在、旧山口村の区域の自治組織は4区、13町内会、旧坂下町の区域の自治組織は10区、28町内会、旧川上村の自治組織は4区、11町内会、旧加子母村の区域の自治組織は10区、70町内会で構成されている。
- ・一方、地域づくり協議会については、令和7年4月現在市内全15地域で設置されているが、自主・自立型の運営や地域活動を十分行えるだけの体制が整っていない状況にある。
- ・各地域にまちづくり協議会が設置されているが、平成31年、山口地区の一部であった馬籠地区が神坂地区と行政区統合を行い、令和6年、馬籠地域づくり推進協議会と神坂活性化推進協議会が統合し、新たに「神坂まちづくり協議会」が設立された。

### (2) その対策

一人でも多くの住民が自ら進んで地域活動に参画できるようにするためには、すべての世代が互いに持てる力を出し合い、地域づくりを進めるとともに、人と人とのつながりをつくり、育てる活動への支援が求められる。

このため、地域コミュニティ組織が地域特性を踏まえ、主体的な地域づくりに取り組めるよう、地域住民の意識醸成を図るとともに、若者の参加促進と地域リーダーとなる人材の育成、組織の体制づくりのための支援を行う。

また、開かれた地域コミュニティを目指し、新たな転入者を受け入れる寛容性となじみやすい雰囲気づくりの必要性を啓発する。

### (3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 集落の整備	過疎地域集落再編整備	県単集落環境整備事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める次の事項との整合を図りながら事業を適正に実施する。

#### <公共施設等総合管理計画>

(再掲) 地域コミュニティ施設は、集い、憩い、学びなどの市民の身近な生活に係る

施設分野である。地域事務所を併用する公民館などの地域の拠点的な行政施設と、地域単位の集会や研修の場として地域住民が主体に利用と管理を行っている施設に大別される。

地域の集会所や研修施設においては、施設そのものの移譲を含めて完全に地域で維持管理と運営を行うことを基本とし、公民館などを含めた地域内での統合化により、効率的な施設配置を目指す。

## 11 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

・馬籠宿に代表される中山道史跡や街並み景観、また地歌舞伎などの貴重な有形・無形の歴史文化の保存・継承と活用を図り、個性豊かで魅力ある地域文化の振興に取り組むことが重要となる。

・多様な市民文化活動を促進し、新たな市民文化が育つ環境の充実が求められている。

・市内の博物館や文化施設を活用し、ふるさとゆかりの文化人や当地特有の歴史・文化をテーマとする交流環境の充実が求められている。

### (2) その対策

地域固有の貴重な歴史文化を生かしたまちづくりは、まちの個性を高めるとともに、市民のふるさと意識と誇りを醸成し、潤いのある地域社会の基盤となる。

このため、地歌舞伎をはじめとする伝統芸能の伝承支援を行い、貴重な本市の無形伝統文化財の保護と担い手の育成を通じた継承に取り組むとともに、明治座や常盤座、蛭子座など他にはない地域特有の芝居小屋を文化資源として整備活用する。

有形文化財の保存・保護については、苗木城跡、中山道や東山道、南北街道をはじめとする地域の魅力を高める歴史文化資源の保存と活用を促進し、郷土資料の調査とデータベース化、公開の取り組みを進める。

また、これらふるさとの有形、無形の文化財への愛着を深め、その活動とともに、観光資源として有効活用する。

多様で創造的な文化・芸術活動の振興については、市民にとって身近な文化・芸術活動の母体となっている各地域の文化活動の支援を行うとともに、将来を担う子どもたちをはじめ、文化を育む人材育成に取り組み、地域文化のさらなる振興と新たな発掘を図る。

さらに、文化活動の拠点となる文化施設の安全安心な環境整備や利用を推進するとともに、民間活力の活用や市民の運営参画機会を確保するなど、効率的で効果的な施設運営体制を構築する。

本市の貴重な自然、歴史、文化を伝えていくため、美術館・博物館などの運営の充実と、美術館機能を有する施設の整備を図りながら、前田青邨、熊谷守一、島崎藤村などの各界を代表する郷土の文化人を市内外に顕彰し、地域性豊かな歴史文化や先人の功績を確実に次世代に伝えていく。また、当市の観光大使である漫画家の伊藤潤二氏や歌舞伎役者の市川笑三郎氏など本市出身者で現在活躍中の文化人との交流を市内外で図っていき、本市のPRや地域活性化につなげる。

### (3) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める次の事項との整合を図りながら事業を適正に実施する。

#### <公共施設等総合管理計画>

広域交流施設は、スポーツ、観光、レクリエーション、文化、芸能、芸術などの地域に加え広域的な利用が見込まれる施設分野である。自然環境を活かした施設や建物単体の施設など、幅広い施設機能と形態を有する施設分野となっている。

収益性を有し、指定管理者制度が実施されている施設においては、完全民営化を第一の目標とし、行政が事業主体となるべき公共性の高い施設とともに、類似用途間での統合を行い、施設の選択と集中による機能及び魅力の向上を目指す。

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

- ・恵那山、木曾川上流域をはじめとする貴重な自然環境、多様な生態系を守っていくことが求められている。
- ・エネルギー資源の地産地消を進めるため、小水力発電、木質バイオマスなど自然エネルギー
- ・再生可能エネルギーの推進が求められている。

### (2) その対策

豊富な水と森林資源に恵まれた本市では、小水力発電、太陽光発電の推進、木質バイオマスなどの地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入に取り組む。

### (3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 再生可能エネルギーの利用の促進	その他	自然エネルギー活用推進事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
		小水力発電事業	中津川市	加子母

### 13 事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	過疎地域持続的 発展特別事業	中津川に住もうサポート事業	中津川市	山口・坂下・川上・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		地域活性化推進事業	中津川市	山口・坂下・川上・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		域学連携事業	中津川市	山口・坂下・川上・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		姉妹都市交流事業	中津川市	山口 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		ごへーまつり	山口まぢづ くり協議会	山口 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		馬籠宿場まつり	馬籠ルネッサ ンス実行委員会	山口 当該事業の効果が将来にも及ぶ
3 産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業	地域木材需要拡大事業	中津川市	加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		馬籠観光協会補助事業	中津川市	山口 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		やさか観光協会補助事業	中津川市	山口、坂下、川上 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		木曾観光連盟補助事業	中津川市	山口 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		多面的機能支払交付金事業	中津川市	山口・坂下・川上・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		中山間地域等直接支払交付金	中津川市	山口・坂下・川上・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
5 交通施設の整備、 交通手段の確保	過疎地域持続的 発展特別事業	地域交通推進事業	中津川市	山口・坂下・川上・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		高校生バス通学補助事業	中津川市	山口・坂下・川上・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
6 生活環境の整備	過疎地域持続的 発展特別事業	消火栓ホース・ 格納箱更新事業	中津川市	山口・坂下・川上・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		消防団消防自動車更新事業	中津川市	山口・坂下・川上・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
7 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	過疎地域持続的 発展特別事業	生活困窮者自立支援事業	中津川市	山口・坂下・川上・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		地域子育て拠点事業	中津川市	坂下・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
8 医療の確保	過疎地域持続的 発展特別事業	坂下診療所運営事業	中津川市	坂下 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		川上診療所運営事業	中津川市	川上 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		加子母歯科診療所運営事業	中津川市	加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
9 教育の振興	過疎地域持続的 発展特別事業	介護福祉士修学資金貸付事業	中津川市	坂下 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		遠距離通学事業 (スクールバス)	中津川市	山口・坂下・川上・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		講習会、各種学級・教室開催 社会体育振興	中津川市	山口・坂下・川上・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		加子母B&G海洋センター運営事業	中津川市	加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
10 集落の整備	過疎地域持続的 発展特別事業	集落支援員事業	中津川市	山口・坂下・川上・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		地域一括交付金事業	中津川市	山口・坂下・川上・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
11 地域文化の 振興等	過疎地域持続的 発展特別事業	無形民俗文化財保護事業	中津川市	坂下・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		歌舞伎保存会等事業	中津川市	坂下・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		明治座前広場整備事業	中津川市	加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ

**北部辺地に係る総合整備計画**  
(令和8年度～令和12年度)

岐 阜 県 中 津 川 市

# 総合整備計画書

(当初計画)

岐阜県中津川市北部辺地  
(辺地の人口 640 人 面積 19.1 km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

中津川市加子母字 杉ヶ平、アハラ、中筋、起シ、上下島、下モ木戸、池ノ上、牧、大沼、花ノ木、池ノ森、森ノ外、山木戸、堂垣戸、田尻、神ノ木、洞、西、西下モ屋、下モ屋、小郷東、小郷西、上小郷西、下小郷西、小和知野、起垣戸、神田向、辻、小松屋、小立、辻屋、寄木、中畑、室屋、島、溝畑、石飛、籠藪、森、横井、岩屋、谷向、稲場、鎌井野、野尻、浅島、生湯、山下、小和知東、小和知西

### (2) 地域の中心の位置

中津川市加子母字小立 1450 番地 1

### (3) 辺地度点数 101 点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

北部辺地は、中津川市加子母地区の最北端に位置し、国道 257 号沿いに 2 つの集落からなり、北から南へ複雑に傾斜した地形に家屋が点在しています。また、地域の最北端に位置するため、学校施設、公共施設、医療施設などにも遠く、不便な状況となっています。

この地域は、飛騨牛や夏秋トマト、東濃栓などを産出しており、農林業が盛んです。地域の農業用水路や防災減災を担っている防災ダムの施設に経年劣化が見られ、機能低下が生じています。また、林道の路面状況が悪く木材の搬出に支障をきたしています。

このため、木材の搬出に必要な林道を改良します。

## 3 公共的施設の整備計画

令和 8 年度から令和 12 年度まで 5 年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
				特定財源	一般財源	
林道	中津川市		( ) 25,000	12,500	12,500	12,500
			( )			
合計			( ) 25,000	12,500	12,500	12,500

(注) ( )は全体事業費

当初計画策定 令和 8 年 3 月 日

**下浦辺地に係る総合整備計画**  
(令和5年度～令和9年度)

岐 阜 県 中 津 川 市

# 総合整備計画書

(第3次変更)

岐阜県中津川市下浦辺地  
(辺地の人口 167 人 面積 12.64 km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

中津川市付知町字 白谷、伊勢戸薙、分田、宮島、梶ヶ外、ワサビ谷、宇峠、大洞、島畑、下浦、猪ヶ馬場、出ヶ谷、小谷、宮ノ上、紙漉垣戸、南ヶ沢、若宮尾、楨立、水ヶ谷、御堂垣戸、平作垣戸

### (2) 地域の中心の位置

中津川市付知町字御堂垣戸 666 番地 4

### (3) 辺地度点数 115 点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

下浦辺地は、中津川市付知地区の北端に位置し、標高 550m～650m の急峻な山腹地で耕地が狭小な地域です。住家は付知川の合流点を中心にほぼ三集落に散在し、主に兼業農家です。また、公共的施設がなく日用品をはじめ経済活動すべて地区中心部に依存しています。

当地域では、学校施設、公共施設、医療施設などにも遠いため、日常生活には自動車が欠かせません。小学生、中学生の通学手段を確保するために、スクールバスの更新を行うとともに、幹線道路の改良を行います。

## 3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
				特定財源	一般財源	
通学施設	中津川市	( )	9,137	3,750	5,387	5,300
交通通信施設	中津川市	( )	465,000	231,000	234,000	228,000
		( )				
合計		( )	474,137	234,750	239,387	233,300

(注) ( )は全体事業費

当初計画策定 令和5年3月28日

第1次変更計画策定 令和6年3月27日

第2次変更計画策定 令和7年3月26日

第3次変更計画策定 令和8年 月 日